

●白二十一中及白四十二中特殊生絲ノ格上ニ關スル件

昭和十六年六月二十三日一六蠶局第一二二三號社長宛蠶絲局長通牒

昭和十六年六月十九日附認可ノ貴社が買入又ハ賣渡ヲ爲ス生絲ノ買入價格及賣渡價格中三ノ(七)ニ掲グル白二十一中及白四十二中特殊ノモノノ格上ノ指定ニ關シテハ品位検査ヲ受ケ一等格又ハ二等格ニ格付セラレタル生絲ニシテ生絲賣渡先ニ於テ最終消費者ガ格上價格ヲ以テ買受ノ豫約ヲ爲シタル生絲ニ限ルコトトスル様御取扱相成度此段及通牒候也

●蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依ル生絲ノ最高販賣價格指定ノ件

昭和十六年七月十九日農林省告示第五〇九號
昭和十六年十月三十日農林省告示第八一〇號改正
昭和十七年二月十二日農林省告示第一三二號改正

- 一 生絲検査規則ニ依ル國用生絲検査ヲ受ケタル生絲ノ最高販賣價格(消費者工場渡)
- 二 生絲検査規則ニ依ル品位検査ヲ受ケザル生絲(三ニ掲グルモノ及野蠶絲ヲ除ク)ノ最高販賣價格(消費者工場渡)
- 三 左ノ各號ニ掲グル日本蠶絲統制株式會社ノ賣渡價格ニ十貫ニ付器械生絲及座繰生絲ニ在リテハ二十五圓、玉絲ニ在リテハ十七圓ヲ加ヘタル額トス
- 四 生絲検査規則ニ依ル品位検査ヲ受ケザル生絲(三ニ掲グルモノ及野蠶絲ヲ除ク)ノ最高販賣價格(消費者工場渡)
- 五 左ノ各號ニ掲グル日本蠶絲統制株式會社ノ賣渡價格ニ十貫ニ付器械生絲及座繰生絲ニ在リテハ二十五圓、玉絲ニ在リテハ十七圓ヲ加ヘタル額トス

- (一) 器械生絲及座繰生絲ニシテ正量検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ乙検査ヲ受ケタル當該種類ノ生絲ノ二等格ノ價格
- (二) 器械生絲及座繰生絲ニシテ正量検査ヲ受ケザルモノニ在リテハ乙検査ヲ受ケタル當該種類ノ生絲ノ四等格ノ價格
- (三) 玉絲ニシテ正量検査ヲ受ケタルモノニ在リテハ普通玉絲ノ七等格ノ價格、正量検査ヲ受ケザルモノニ在リテハ普通玉絲ノ九等格ノ價格
- (四) 特殊ノ製造方法ニヨリ製造シタル生絲又ハ特殊ノ用途ニ供スル生絲ニシテ日本蠶絲統制株式會社ガ買入及賣渡ヲ爲スモノニ在リテハ日本蠶絲統制株式會社ガ農林大臣ノ承認ヲ受ケ定ムル價格
- (五) 蠶絲業統制法施行規則第十二條第一項第四號ノ規定ニ依ル日本蠶絲統制株式會社ノ承認ヲ受ケタル生絲ニシテ特殊ノ製造方法ニ依リ製造シタルモノ又ハ特殊ノ用途ニ供スルモノノ最高販賣價格(十貫建)

第一編 蠶絲業法規

蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依ル生絲ノ最高販賣價格指定ノ件

- | | | |
|--|-------|-------|
| (一) 樂器絲用、醫療用、人造テグス用其ノ他ノ特殊ノ用途ニ供スルモノ | 一、〇七五 | 一、一〇〇 |
| (二) 樂器絲用、醫療用、人造テグス用其ノ他ノ特殊ノ用途ニ供スルモノ | 九七五 | 一、〇〇〇 |
| (三) 樂器絲用、醫療用、人造テグス用其ノ他ノ特殊ノ用途ニ供スルモノ | 一、二七五 | 一、三〇〇 |
| (四) 器械生絲十中ヲ繰絲ニ連續シテ二本双撚トシテ整經セルモノ | 一、四〇〇 | 一、四二五 |
| (五) 器械生絲十中ヲ繰絲ニ連續シテ二本片撚トシテ整經セルモノ | 一、三〇〇 | 一、三二五 |
| (六) 器械生絲二十一中一本ヲ繰絲ニ連續シテ整經セルモノ | 一、一〇〇 | 一、一二五 |
| (七) 座繰生絲二十五中、二十八中、三十中及三十中二本乃至四本ヲ繰絲ニ連續シテ合絲セルモノ | 八七〇 | 八九五 |
| (八) 座繰生絲二十五中一本ヲ繰絲ニ連續シテ整經セルモノ | 九四〇 | 九六五 |
| (九) 玉絲ヲ繰絲ニ連續シテ整經セルモノ | 八一〇 | 八二七 |
| (十) 玉絲ヲ緯絲用トシテ小梓ヨリ取外シタルモノ及特殊太玉絲ニシテ總造「數」(總長標準三尺六寸五分)ト爲セルモノ | 七三〇 | 七四七 |
| (十一) 乃至(十)ニ掲グル價格ハ白繭絲ノモノノ價格トシ黃繭絲ノモノノ價格ハ白繭絲ノモノノ價格ヨリ(一)乃至(七)ニ在リ | | |

第一編 蠶絲業法規

蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依ル生絲ノ最高販賣價格指定ノ件

- テハ三十圓、ハ及ハニ在リテハ十圓ヲ控除シタル額トス
- 生産者販賣價格ハ生産者工場渡價格(荷造包裝費ヲ含ム)トシ販賣業者販賣價格ハ消費者工場渡價格トス
- 一 及ニ二 掲グル最高販賣價格ハ日本蠶絲統制株式會社ノ賣渡價格ノ變更アリタルトキハ其ノ實施ノ日ヨリ一月以内ニ受渡ヲ爲ス場合ニ限り變更前ノ價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス
- 五 昭和十五年産繭ヲ原料トシテ製造シタル生絲ニシテ日本蠶絲統制株式會社方買入及賣渡ヲ爲サザルモノヲ器械生絲ニ在リテハ昭和十六年十月三十一日迄ニ、玉絲及座繰生絲ニ在リテハ昭和十六年八月三十一日迄ニ受渡ヲ爲ス場合ニ限り一乃至三ニ掲グル價格ハ之ヲ適用セズ

●蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依ル生絲最高販賣價格指定ノ件

昭和十六年七月四日一六號第六五四八號知事宛事務局長、蠶絲局長通牒

- 標記ノ件ニ關シ別紙ノ通決定七月十九日告示ノ豫定ニ候條別記事項御了知ノ上可然御配意相煩度此段及通牒候也
- 一 生絲検査規則ニ依ル生絲検査ヲ受ケタル生絲ニ在リテモ一捆ヲ分割シタル場合ニ於テハ品位検査及正量検査共ニ受ケザルモノトシテ取扱フコト
- 二 昭和十五年産繭ヲ以テ製造シタル玉絲ニシテ日本蠶絲統制株式會社方買入及賣渡ヲ爲サザルモノヲ昭和十六年八月三十一日迄ニ受渡ヲ爲ス場合ニ於テハ告示ノ五ニ依リ告示ノ一乃至三ニ掲グル價格ハ之ヲ適用セザルモノ昭和十五年七月農林省商工省告示第二十五號(價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル玉繭及玉絲ノ販賣價格指定ノ件)ノ價格ハ之ヲ適用スルコト

●價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル眞綿ノ販賣價格指定ノ件

昭和十六年十月六日農林省告示第七五二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ眞綿及加工眞綿ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年四月農林省商工省告示第十號ハ之ヲ廢止ス

種 類	生産者最高販賣價格	産地元賣業者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
生 角 眞 綿	六九・三〇	七〇・九三	七四・七三	八六・〇〇
爐 角 眞 綿	六七・四〇	六九・二二	七三・八三	八四・〇〇
鍍 角 眞 綿	六四・五五	六六・一七	六九・七三	八〇・〇〇
入金生掛袋眞綿	七二・一七	七三・九四	七六・八六	八八・〇〇
入金乾繭袋眞綿	六九・六二	七一・三五	七五・一七	八六・〇〇
入金鍍繭袋眞綿	六六・二三	六七・七八	七〇・四三	八三・〇〇

第一編 蠶絲業法規

價格等統制令第七條ノ規定ニ依ル眞綿ノ販賣價格指定ノ件

- (一) 生角眞綿及入金生掛袋眞綿トハ生玉繭ヲ、爐角眞綿及入金乾繭袋眞綿トハ乾繭玉繭ヲ、鍍角眞綿及入金鍍繭袋眞綿トハ出殻繭、揚繭、屑繭等ヲ夫々原料トスルモノヲ謂フ
 - (二) 生産者最高販賣價格ハ生産者庭先又ハ工場渡價格ニシテ荷造包裝費ヲ含ムモノトス
 - (三) 産地元賣業者及卸賣業者最高販賣價格ハ賣主最寄驛渡價格ニシテ荷造包裝費ヲ含ムモノトス
 - (四) 小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡價格ニシテ包裝費ヲ含ムモノトス
 - (五) 生産者團體(産業組合、工業組合)ハ産地元賣業者最高販賣價格ニ依リ得ルモノトス
- | 種 類 | 原料眞綿ノ種 | 單位 | 生産者又ハ卸賣業者最高販賣價格 | 小賣業者最高販賣價格 |
|-----------|--------|------|-----------------|------------|
| 手 摘 袋 眞 綿 | 生角眞綿 | 二〇〇匁 | 七九・四 | 九一・三 |
| | 鍍角眞綿 | 同 | 七七・六 | 八九・三 |
| 板 摘 袋 眞 綿 | 生角眞綿 | 同 | 七四・七 | 八五・九 |
| | 鍍角眞綿 | 同 | 七二・一 | 八三・三 |

第一編 蠶絲業法規

蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依ル繭短纖維ノ最高販賣價格指定ノ件

一九〇

昭和十四年十月十一日農林省告示第三百六十二號及同商工省同第二百七十二號ハ孰モ繭短纖維販賣價格指定ノ件ナリ

●蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依ル繭短纖維ノ最高販賣價格指定ノ件

昭和十七年三月十三日農林省告示第一三四號

繭短纖維最高販賣價格(單位十貫)

種別	規格	日本蠶絲統制株式會社買入價格	日本蠶絲統制株式會社販賣價格
繭式	梳毛式トツブ	七〇〇圓	七〇五圓
繭式	步留八十八%	六二五圓	六三〇圓

- 一 步留一%ヲ上下スル毎ニ繭式短纖維ニ付テハ七圓五十錢ヲ、繭式短纖維ニ付テハ七圓ヲ加減スルモノトス
- 二 步留ハ日本蠶絲統制株式會社ノ作製セル見本ニ依ルモノトス
- 三 日本蠶絲統制株式會社ガ開繭式短纖維ヲ梳毛式紡績業

●蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依ル桑皮ノ最高販賣價格指定ノ件

昭和十七年三月二十三日農林省告示第一七一號

蠶絲業統制法第十條第一項ノ規定ニ依リ桑皮ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

- 一 本表ノ桑皮ハ風乾セルモノトス
- 二 本表價格ハ產地最寄驛貨車乘渡價格トシ實需者渡價格ハ本表價格ニ運賃實費ヲ加算シ得ルモノトス

第八章 蠶蛹處理關係

●蠶蛹處理事業許可規則

昭和十六年八月十五日農林省令第六五號

第一條 蠶絲業統制法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ蠶蛹處理事業左ノ通定ム

第二條 許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

- 一 氏名名稱、住所及營業所
- 二 處理工場ノ所在場所
- 三 蠶蛹處理ノ方法及設備
- 四 一年間ノ蠶蛹處理豫定數量
- 五 一年間ノ製品種類別製造豫定數量

第三條 許可ヲ受ケタル者農林大臣ノ指定スル蠶蛹處理設備ヲ増設セントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 左ニ掲グル場合ニ於テハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但
第一編 蠶絲業法規 蠶蛹處理事業許可規則

同桑皮ノ最高販賣價格指定ノ件

- 一 販賣スル場合ハ繭式短纖維ノ步留ニ依ル價格ニ依リ買入及販賣スルコトヲ得ルモノトス
- 二 本表價格ハ「セリシン」未定著品ノ價格トシ「セリシン」未定著品ノ價格ハ右ノ價格ニ十五圓ヲ加算シタル額トス
- 三 本表價格ハ生産者工場渡價格トス

シ死七又ハ解散ノ場合於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテハ解散シタル法人ニ對シテ爲シタル許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

- 一 許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタルトキ
- 二 蠶蛹處理事業ヲ廢止シタルトキ

第五條 許可ヲ受ケタル者ハ毎年七月三十一日迄ニ前年六月一ヨリ當年五月三十一日迄ノ一年間ノ蠶蛹處理數量及製品ノ種類別製造數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第六條 左ニ掲グル場合ニ於テハ許可ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ
一 氏名名稱、住所、營業所又ハ蠶蛹處理工場ノ所在場所ヲ變更シタルトキ
二 蠶蛹處理事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキ

三 蠶蛹處理設備滅失シタルトキ

四 相續又ハ合併ニ因リ蠶蛹處理事業ヲ承繼シタルトキ前項第四號ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類ヲ添附スベシ

許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタル場合ニ於テ相續又ハ合併ニ因ル事業ノ承繼ナキ場合ニ於テハ其ノ相續人、戶主、家族又ハ清算人ニ於テ遲滯ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第七條 許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第三條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第八條 第六條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ蠶蛹處理事業ヲ行フ者ニシテ本令ニ依リ蠶蛹處理事業ノ許可ヲ受クベキモノ引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ許可ノ申請

ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲シタル者ハ許可又ハ不許可ノ處分ヲ受クル迄引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

本令施行ノ際現ニ手絞式蛹油搾油事業ヲ行フ者ハ本令ノ規定ニ拘ラズ農林大臣ノ指定スル期日迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行ハントスル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第二條第一號、第二號及第四號ニ掲グル事項ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ

第九章 繭短纖維關係

繭短纖維製造業許可規則

昭和十六年八月十五日農林省令第六四號

第一條 蠶絲統制法施行令第七條第一項ノ規定ニ依ル繭短纖維製造業ノ許可ハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 副蠶絲又ハ野蠶繭ノミヲ原料トシテ繭短纖維ノ製造ヲ爲ス者ハ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

第三條 許可ハ製造工場毎ニ之ヲ爲スモノトス

第四條 許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

一 氏名名稱、住所及營業所

二 繭短纖維製造工場ノ所在場所

三 繭短纖維製造ノ方法及設備

四 一年間ノ原料繭消費豫定數量

五 一年間ノ繭短纖維製造豫定數量

第五條 許可ヲ受ケタル者繭繭機又ハ開繭機ヲ増設セント

第一編 蠶絲業法規 繭短纖維製造事業許可規則

スルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六條 左ニ掲グル場合ニ於テハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ死亡又ハ解散ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人又ハ合併ニ因リテ解散シタル法人ニ對シテ爲シタル許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタルトキ

二 繭短纖維製造業ヲ廢止シタルトキ

三 繭短纖維製造工場滅失シタルトキ

許可ヲ受ケタル者ニ付死亡以外ノ事由ニ因ル相續人ニ於テ引續キ其ノ業務ヲ行フトキハ被相續人ニ對シテ爲シタル許可ハ爾後相續人ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七條 許可ヲ受ケタル者ハ毎年七月三十一日迄ニ前年六月一日ヨリ當年五月三十一日迄ノ一年間ノ原料繭消費數量及繭短纖維製造數量ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ許可ヲ受ケタル者ハ遲滯ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 氏名名稱、住所又ハ營業所ヲ變更シタルトキ

第一編 蠶絲業法規 繭短纖維製造業ニ關スル件

- 二 繭短纖維ノ製造方法ヲ變更シタルトキ
- 三 繭短纖維製造業ヲ廢止シタルトキ
- 四 繭短纖維製造工場滅失シタルトキ
- 五 相續又ハ合併ニ因リ繭短纖維製造業ヲ承繼シタルトキ

前項第五號ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類ヲ添附スベシ

許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタル場合ニ於テ相續又ハ合併ニ因ル事業ノ承繼ナキ場合ニ於テハ其ノ相續人、戶主、家族又ハ清算人ニ於テ遲滯ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第九條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ繭短纖維製造工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第十條 許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第五條ノ規定ニ違反シタルトキ
- 二 許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第十一條 第八條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ニコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ

ノ上御指導相成度此段及通牒候也

記

一 本年度生絲製造割當數量八萬貫ヲ超ユル製絲業者ニ對シテハ單獨經營ヲ認ムルコト但シ今回ノ生絲割當減少割合ハ一般ヨリ加重シ二割五分トスルコト

前項ノ製絲業者ニシテ生絲減少數量ニ相當スル繭量ガ二十萬貫ニ達セザル者ニ對シテハ更ニ明年度生絲製造割當ニ對シ不足繭數量ニ相當スル生絲數量ヲ減少スル方針ナルコト但シ當該製絲業者ガ既定計畫ニ從ヒ短纖維業ノ共同經營ヲ爲シ又ハ關係地域内業者ノ同意ヲ得テ將來關係業者ノ希望アル場合ハ共同經營ニ改ムルコトノ條件ヲ以テ單獨經營ヲ爲ス場合ハ明年度ニ於ケル生絲生産割當ノ減少ヲ行ハザルコト

二 生絲製造割當數量八萬貫以下ノ製絲業者ハ既定方針ノ通り別紙地域毎ニ共同シテ短纖維事業ヲ行フコト

三 右ノ結果繭式短纖維工場數ハ全國三十箇所ノ豫定ナリシヲ三十八箇所(産業組合製絲分三工場ヲ含ム)以內ニ變更スルコト但シ繭處理目標一千萬貫ニハ變更ナキコト

四 生絲製造業者ノ繭短纖維ノ製造ハ主トシテ繭ノ方法

第一編 蠶絲業法規 繭短纖維製造業ニ關スル件

處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ繭短纖維ノ製造ヲ爲ス者ニシテ本令ニ依リ繭短纖維製造業ノ許可ヲ受クベキモノ引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ許可ノ申請ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲シタル者ハ許可又ハ不許可ノ處分ヲ受クル迄引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

●繭短纖維製造業ニ關スル件

昭和十六年十月十一日知事宛蠶絲局長通牒

蠶ニ一六蠶局第一七二八號ヲ以テ通牒置候繭短纖維製造業ニ關スル件中ノ生絲製造業者ガ繭短纖維ノ製造ヲ爲サントスル場合ニ於ケル(イ)ノ具體的實施計畫ニ付テハ左記御了知

ニ依ルコトトスル方針ナルコトハ蠶ニ通牒ノ通りナルモ現ニ開繭機ヲ所有スル者ハ之ヲ併用スルモ差支ヘナキモノトシ此ノ場合ニ於テハ其ノ蠶繭消化能力ノ合計量ヲ以テ許可ノ對照トスルコト

五 生絲製造業者ニシテ單獨經營ノ許可標準ニ達セザル者ガ現ニ單獨經營ノ形式ヲ以テ許可申請書ヲ提出セルモノアルモ之等ニ對シテハ許可セザル方針ナルヲ以テ適宜共同經營ニ參加セシムル様指導セラレタキコト

六 現ニ繭短纖維ノ製造設備ヲ有スル者又ハ從來試驗研究ヲ續ケ相當ノ技術經驗ヲ有スル者アル場合ハ其ノ既有設備及技術等ハ可及的ニ之ヲ共同經營態ニ吸收利用セシムル様指導セラレタキコト

七 今回ノ許可申請書提出期限ハ一應十月末日ヲ以テ打切ル方針ナルコト

八 繭式ニ依リ繭短纖維ノ製造ヲナサントスル者ニシテ單獨企業ヲ認ムル者ノ氏名(名稱)及設置工場豫定數並共同經營ニ依ルベキ地域及豫定工場數ハ別紙ノ通りトスルコト

工場設置場所ニ付テハ蠶繭ノ需給、移動狀況及遊休設備ノ利用關係等ヲ充分考慮シ撰定セシムルコト

繭短纖維製造工場設置計畫表

一 單獨企業	工場數	二 共同經營ニ依ル地域	工場數
片倉製絲紡績株式會社	四	宮城、秋田、山形、岩手	一
郡是製絲株式會社	二	福島、新潟	一
鐘淵紡績株式會社	一	茨城、千葉、栃木	一
昭榮製絲株式會社	一		
神榮製絲株式會社	一		
株式會社 笠原組	一		
丸興製絲株式會社	一		
交水製絲株式會社	一		
合名會社 渡邊組	一		
若林製絲紡績株式會社	一		
日本製絲株式會社	一		
龜山製絲株式會社	一		
共同經營ニ依ル地域	一		

三 產業組合製絲關係	工場數
共同繭短纖維工業株式會社	一
但シ產業組合製絲全體ノ共同經營ニ依ルモノニシテ工場設置豫定地左ノ如シ	
(一) 中央工場	神奈川縣
(二) 長野工場	長野縣
(三) 岐阜工場	岐阜縣

第十章 製絲業關係

●製絲業法

昭和七年九月七日法律第二九號
昭和八年三月二十日法律第三一號改正
昭和十一年五月二十五日法律第一一號改正

- 第一條** 本法ニ於テ製絲業者トハ命令ヲ以テ規定スル者ヲ除クノ外器械生絲ノ製造ヲ業トスル者ヲ謂フ
- 器械生絲ノ製造工場ヲ有スル產業組合及產業組合聯合會ハ命令ヲ以テ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ適用ニ付テハ之ヲ製絲業者ト看做ス
- 第二條** 製絲業者タラントスル者ハ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ
- 前項ノ免許ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條** 主務大臣ハ製絲業者ニ對シ製絲業ノ統制上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
- 第四條** 製絲業者免許ヲ受ケタル日ヨリ二年以内ニ事業ヲ開始セザルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第一編 蠶絲業法規

製絲業法

- 製絲業者引續キ二年以上其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限スルコトヲ得
- 第五條** 製絲業者ノ所爲ニシテ本法ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
- 第六條** 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ製絲業者ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ若ハ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證據ヲ携帯スベシ
- 第七條** 第二條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第八條** 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
 - 二 第四條第二項ノ規定ニ依ル制限又ハ第五條ノ規定ニ依ル制限若ハ停止ノ處分ニ違反シタル者

三 正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第九條 製絲業者正當ノ理由ナクシテ第六條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リタルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 製絲業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第十一條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ製絲業者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ製絲業者タル者又ハ其ノ承繼人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

附則 (昭和八年法律第三十一號)

本法施行ノ日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
登録稅法第十九條第七號中「産業組合中央會、」ノ下ニ「生絲共同施設組合、」ヲ、「産業組合法、」ノ下ニ「製絲業法、」ヲ加フ

日本勸業銀行法第十五條第三項及第三十二條第一項第三號、農工銀行法第七條ノ五及第二十三條第三號並ニ北海道拓殖銀行法第八條第四項中「産業組合、」ノ下ニ「生絲共同施設組合、」ヲ加フ

附則 (昭和十一年法律第十一號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

製絲業法第一條第二項中「第二條乃至第十一條及附則第二項ノ規定」ヲ「本法」ニ改メ同條第三項及同法第十二條乃至第二十七條ヲ削ル

登録稅法第十九條第七號中「生絲共同施設組合」ヲ「蠶絲共同施設組合」ニ、「製絲業法」ヲ「蠶絲業法」ニ改ム
日本勸業銀行法第十五條第三項及第三十二條第一項第三號、農工銀行法第七條ノ五及第二十三條第三號並ニ北海道拓殖銀行法第八條第四項中「生絲共同施設組合」ヲ「蠶絲共同施設組合」ニ改ム

本法施行ノ際現ニ存スル生絲共同施設組合ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ本法ニ依ル蠶絲共同施設組合ト看做ス

●製絲業法施行規則

昭和七年十月十五日農林省令第三二號
昭和八年七月十五日農林省令第一四號改正
昭和十一年八月二十九日農林省令第二〇號改正
昭和十三年二月二十五日農林省令第三號改正
昭和十四年十二月二十日農林省令第七〇號改正
昭和十五年六月十日農林省令第四五號改正
昭和十六年十二月十七日農林省令第一〇三號改正

第一條 製絲業法第一條ノ器械生絲トハ繰棒ノ廻轉及繰棒湯ノ給熱又ハ繰棒ノ廻轉若ハ繰棒ノ給湯熱ヲ器械ノ操作ニ依リ行フ繰棒機ニ依リ單繭ヨリ製造スル生絲ヲ謂フ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ製絲業法第一條第一項ノ製絲業者ヨリ之ヲ除外ス
一 利用組合ノ有スル製絲工場ヲ利用シテノミ生絲ノ製造ヲ業トスル者

二 他ノ者ニ委託シテノミ生絲ノ製造ヲ業トスル者

第三條 製絲業法第二條ノ免許ハ製絲工場毎ニ之ヲ爲スモノトス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ製絲業ノ免許ヲ爲サズ
一 揚返又ハ束裝以後ノ工程ノミヲ行フ場合ヲ除クノ外製絲工場ニ百五十釜以上ノ繰棒機ヲ備ヘザルトキ

二 免許申請者ガ製絲業ノ免許ヲ取消サレ又ハ事業ノ制限ヲ受ケタル後一年ヲ經過セザル者ナルトキ

三 免許申請者ガ製絲業法第五條ノ規定ニ依リ事業ノ停止ヲ受ケ事業休止中ノ者ナルトキ

四 免許申請者ガ製絲業法第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ處罰ヲ受ケタル後一年ヲ經過セザル者ナルトキ

五 前各號ノ外農林大臣ニ於テ不適當ト認ムルトキ
前項第一號ノ規定ハ自家用生絲ノ製造ノミヲ行フ製絲工場ニ付テハ之ヲ適用セズ
農林大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ産業組合又ハ産業組合聯合會ノ製絲工場ニシテ百五十釜未滿百釜以上ノ繰棒機ヲ備フルモノニ付キ製絲業ノ免許ヲ爲スコトアルベシ

第五條 製絲業ノ免許申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 事業計畫書
- 二 設備要領書
- 三 免許ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ定款、登記簿ノ謄本、財産目錄及貸借對照表
- 四 二人以上共同シテ免許ヲ受ケントスルトキハ事業ニ關スル各共同者ノ出資額及權利義務ノ關係ヲ記載シタル書類
- 五 製絲業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ兼營事業ノ大要ヲ記載シタル書類
- 六 二人以上共同シテ免許ヲ受ケントスルトキハ内一人ヲ代表者ト定メ其ノ氏名又ハ名稱ヲ免許申請書ニ記載スベシ
- 七 第一項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 繰絲ノ工程ヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 製絲工場ノ所在場所
- 二 揚返又ハ東裝以後ノ工程ヲ行ハザル場合ニ於テハ之ヲ行フ製絲工場ノ名稱及所在場所

- 三 一年間ノ原料繭消費見込數量
- 四 一年間ノ目的織度別生絲製造見込數量
- 五 従業員ノ種類及員數
- 六 起業費ノ收支概算
- 七 事業ノ收支概算
- 八 事業開始ノ豫定年月日
- 九 揚返又ハ東裝以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ノ事業計畫書ニハ前項第一號及第五號乃至第八號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 一年間ノ生絲取扱見込數量
- 二 取扱生絲ニ付キ繰絲ノ工程ヲ行フ工場ノ名稱、所在場所及一年間ノ目的織度別生絲製造見込數量

第七條 設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 建物ノ種類及面積並ニ構造ノ概要
- 二 繰絲機ノ名稱、簽數及緒數
- 三 揚返機ノ窓數
- 四 煮繭機ノ名稱、煮繭能力及臺數
- 五 生絲ノ整理及検査ニ關スル設備ノ種類、名稱及員數
- 六 繭ノ乾燥及貯藏ニ關スル設備ノ名稱、能力及員數

敷地附近ノ概況圖ヲ添附スベシ

第八條 製絲業者繰絲機ノ増設又ハ改設ヲ行ハントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可申請書ニハ設備要領書並ニ事業ノ擴張又ハ繰絲機ノ増設若ハ改設ニ伴フ起業費ノ收支概算及事業ノ收支概算ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

前條ノ規定ハ前項ノ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製絲業ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 製絲業者死亡シ又ハ解散シタルトキ
- 二 免許ヲ受ケタル製絲工場ニ付事業ノ廢止アリタルトキ
- 三 免許ヲ受ケタル製絲工場滅失シタルトキ

第十條 製絲業者ハ毎年七月三十一日迄ニ前年六月一日ヨリ當年五月三十一日迄ノ一年間ノ事業概況書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第十一條 左ニ掲グル場合ニ於テハ製絲業者ハ遲滞ナク農林大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

一 製絲業者其ノ氏名若ハ名稱又ハ住所若ハ事務所ヲ變更シタルトキ

- 二 製絲業者タル法人其ノ定款ヲ變更シタルトキ
- 三 製絲業者其ノ事業ヲ開始シタルトキ
- 四 製絲業者タル法人ノ代表者又ハ第五條第二項ノ代表者ニ變更アリタルトキ
- 五 製絲業者製絲工場ノ名稱ヲ定メタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキ
- 六 製絲業者引續キ十五日以上其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ
- 七 製絲業者其ノ事業ヲ廢止シタルトキ
- 八 製絲工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ
- 九 製絲業者タル法人其ノ組織ヲ變更シタルトキ
- 十 製絲業者製絲工場ニ付キ一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ置キタルトキ又ハ之ヲ變更シタルトキ
- 十一 製絲業者揚返又ハ東裝以後ノ工程ヲ行ハザル製絲工場ニ於テ新ニ揚返又ハ東裝以後ノ工程ヲ開始シタルトキ
- 十二 製絲業者繰絲機ヲ廢棄シタルトキ又ハ揚返機ヲ増設、改設若ハ廢棄シタルトキ

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

十三 第八條ノ認可ヲ受ケタル事業ヲ開始シ又ハ工事ヲ完了シタルトキ

十四 製絲工場ニ付所有權ノ移轉アリタルトキ

十五 相續又ハ合併ニ因リ製絲業ヲ承繼シタルトキ

前項第九號ノ場合ニ於テハ組織變更アリタルコトヲ證スル書類、定款、財産目錄及貸借對照表ヲ、第十五號ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類並ニ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ在リテハ定款、財産目錄及貸借對照表ヲ具シ其ノ届出ヲ爲スベシ

第十一條ノ二 農林大臣製絲業法第三條ノ規定ニ依リ製絲業者ニ對シ蠶絲業ニ關スル團體ノ行フ製絲業ノ統制ニ關スル施設ニ從フベキコトヲ命ズル場合ニ於テハ豫メ其ノ從フベキ事項及從フベキ者ノ資格其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

第十二條 製絲業法第六條第二項ノ規定ニ依リ證票ハ別記様式ニ依ル

第十三條乃至第二十六條 削除

第二十七條 本則ノ適用ニ關シ多條繰絲機（十以上ノ緒ヲ備フル繰絲機ヲ謂フ）ノ釜數ノ計畫ニ付テハ釜數ヲ計算

二 製絲業法施行ノ際現ニ製絲工場ヲ有スル産業組合及産業組合聯合會

三 製絲業法施行ノ際現ニ製絲工場ノ建設工事ヲ實施シツツアル者

第三十三條 前條ノ規定ニ該當スル者ハ製絲業法施行ノ日ヨリ二月内ニ製絲工場毎ニ左ニ掲グル事項ヲ具シ農林大臣ニ届出ヅベシ

- 一 最近二年間ニ於ケル事業ノ概況
- 二 前條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ製絲工場ノ建設工事ニ著手シタル年月日、其ノ工事進捗ノ程度及事業開始ノ豫定年月日
- 三 第五條ノ規定ハ前項ノ届出ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ届出ニ添附スベキ事業計畫書ニハ繰絲ノ工程ヲ行フ製絲工場ニ在リテハ第六條第一項第一號乃至第五號ニ掲グルノ事項ヲ、揚返又ハ束裝以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ニ在リテハ同條同項第一號及第五號並ニ同條第二項各號ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

第七條ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依リ届出ニ添附スベキ設備要領書ニ之ヲ準用ス

第三十四條 左ニ掲グル場合ニ於テハ農林大臣ハ第四條第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

第一編 蠶絲業法規

製絲業法施行規則

スベキ多條繰絲機ヲ通ジ總緒數ヲ十ヲ以テ除シタル數ヲ以テ其ノ釜數トス

第二十八條 製絲業法又ハ本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ製絲工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第二十九條 製絲業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八條第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二 免許又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ

第三十條 製絲業者本則ノ規定ニ依ル届出若ハ事業概況書ノ提出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シ若ハ事業概況書ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

第三十一條 本令ハ製絲業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者及其ノ包括承繼人トス

一 製絲業法施行ノ際現ニ製絲業ヲ行フ目的ヲ以テ製絲工場ヲ有スル者

- 一 項第一號ノ規定ニ拘ラズ製絲業ノ免許ヲ爲スコトアルベシ
- 一 本令施行前一年内ニ滅失シタル製絲工場ヲ有シタル者又ハ其ノ包括承繼人同一場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場ニ付本令施行ノ日ヨリ一年内ニ製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ
- 二 本令施行ノ際貸付中ナリシ製絲工場ノ返還ヲ受ケ製絲業ヲ行ハントスル者其ノ製絲工場ニ付製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ
- 三 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サル者若ハ昭和十三年農林省令第三號附則第二項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者又ハ本條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者當該製絲工場滅失シタル爲同一場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場ニ付滅失シタル日ヨリ一年内ニ製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ
- 四 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サル者若ハ昭和十三年農林省令第三號附則第二項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者又ハ本條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者天災又ハ公益

第一編 蠶絲業法規 製絲業法施行規則

上ノ必要ニ因リ當該製絲工場ニ於テ事業ヲ繼續スルコト能ハザル爲他ノ場所ニ於ケル同等以上ノ規模ノ製絲工場ニ付製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ但シ事業廢止ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

五 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サルル者若ハ昭和十三年農林省令第三號附則第二項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者又ハ本條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ニシテ共同ノ施設ニ依リ製絲業ノ一部ヲ行フモノ共同事業遂行ノ必要上製絲工場ノ移轉ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該製絲工場ト同等以上ノ規模ノ製絲工場ニ付製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ

六 製絲業法附則第二項ノ規定ニ基キ同法ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做サルル者若ハ昭和十三年農林省令第三號附則第二項ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者又ハ本條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者共同シテ製絲業ヲ行ハントスル場合ニ於テ其ノ合同シタル製絲工場ニ付製絲業ノ免許ヲ申請シタルトキ
前項ノ免許申請書ニハ第五條乃至第七條ノ規定ニ依ル書

二〇四

類ノ外左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 前項第一號又ハ第三號ノ場合ニ在リテハ滅失ノ時期及原因竝ニ滅失シタル製絲工場ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類
- 二 前項第二號ノ場合ニ在リテハ本令施行ノ際貸付中ナリシコトヲ證スル書類
- 三 前項第四號ノ場合ニ在リテハ當該製絲工場ニ於テ事業ヲ繼續スルコト能ハザル事由及事業廢止ノ時期竝ニ其ノ製絲工場ノ設備ノ概要ヲ記載シタル書類
- 四 前項第五號ノ場合ニ在リテハ製絲工場ノ移轉ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書類
- 五 前項第六號ノ場合ニ在リテハ製絲工場ノ合同ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書類

附 則 (昭和八年七月十九日農林省令第十四號)

本令ハ昭和八年法律第三十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附 則 (昭和十一年八月二十九日農林省令第二十號)
本令ハ昭和十一年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ他ノ者ヨリ生絲製造ノ委託ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フ者ハ本令施行ノ日ヨリ二月内ニ第十一條第一項第十五號ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベシ

附 則 (昭和十三年農林省令第三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十三年二月五日ヨリ施行)

本令公布ノ際現ニ繰棒ノ廻轉又ハ繰絲湯ノ給熱ノ何レカ一ノミヲ器械的操作ニ依リ行フ繰絲機ニ依ル器械生絲ノ製造ヲ業トスル者引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ三月以内ニ製絲業ノ免許ヲ申請スベシ
前項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲シタル者ハ其ノ處分ヲ受クル迄引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

農林大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ第二項ニ掲グル者ニ對シ第四條第一項第一號ノ規定ニ拘ラズ製絲業ノ免許ヲ爲スコトアルベシ
附 則 (昭和十四年農林省令第七十號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十四年十二月二十日ヨリ施行)

附 則 (昭和十五年農林省令第四十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十五年六月十日ヨリ施行)
附 則 (昭和十六年十二月十七日農林省令第一〇三號)

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
別記様式

第 號	年 月 日	交 付
製絲業法第六條第二項ノ規定ニ依ル證票		
官 職	農林省又ハ	氏 名
	道府縣印	

縦八、五糎 横六、〇糎

●玉絲座繰生絲製造業許可規則

昭和十六年四月二十一日農林省令第二一號

- 第一條 蠶絲業統制法施行令第七條ノ規定ニ依ル玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ノ許可ハ本則ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ營業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ
 - 一 氏名名稱、住所及營業所
 - 二 玉絲又ハ座繰生絲ノ製造設備ノ所在場所及釜數
 - 三 一年間ノ原料繭消費豫定數量
 - 四 一年間ノ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造豫定數量
- 第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ許可ヲ爲スコトヲ得ズ
 - 一 許可ヲ取消サレタル後一年ヲ經過セザル者
 - 二 蠶絲業統制法若ハ同法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ處罰ヲ受ケ其ノ執行ヲ終リ又

- ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後一年ヲ經過セザル者
- 三 前二號ノ外地方長官ニ於テ不適當ト認ムル者
- 第四條 許可ヲ受ケタル者許可ヲ受ケタル玉絲又ハ座繰生絲ノ製造設備ノ釜數ヲ増加セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
- 第五條 左ニ掲グル場合ニ於テハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ死亡又ハ解散ノ場合ニ於テ其ノ相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ依リテ設立シタル法人ガ引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人又ハ合併ニ依リテ解散シタル法人ニ對シテ爲シタル許可ハ爾後相續人又ハ合併後存續スル法人若ハ合併ニ依リテ設立シタル法人ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス
 - 一 許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタトキ
 - 二 許可ヲ受ケタル者玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ヲ廢止シタルトキ
 - 三 許可ヲ受ケタル玉絲又ハ座繰生絲ノ製造設備滅失シタトキ

被相續人ニ對シテ爲シタル許可ハ爾後相續人ニ對シテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

- 第六條 左ニ掲グル場合ニ於テハ許可ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ
 - 一 氏名名稱、住所又ハ營業所ヲ變更シタルトキ
 - 二 玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ヲ廢止シタルトキ
 - 三 玉絲又ハ座繰生絲ノ製造設備滅失シタルトキ
 - 四 相續又ハ合併ニ因リ玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ヲ承繼シタルトキ
- 前項第四號ノ場合ニ於テハ相續又ハ合併アリタルコトヲ證スル書類ヲ添附スベシ
- 許可ヲ受ケタル者死亡シ又ハ解散シタル場合ニ於テ相續又ハ合併ニ因ル事業ノ承繼ナキ場合ニ於テハ其ノ相續人、戶主、家族又ハ清算人ニ於テ遲滞ナク地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ
- 第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ許可ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得
 - 第八條 許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第四條ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 二 許可又ハ認可ノ條件ニ違反シタルトキ
- 第九條 第六條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 昭和十五年農林省令第四十三號ハ之ヲ廢止ス
- 本令施行ノ際現ニ昭和十五年農林省令第四十三號第一條ノ許可ヲ受ケ玉絲ノ製造ヲ爲ス者ハ本令施行ノ日ヨリ之本令ニ依リ玉絲製造業ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
- 本令施行ノ際現ニ玉絲又ハ座繰生絲ノ製造ヲ爲ス者ニシテ本令ニ依リ玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ノ許可ヲ受クベキモノ引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ本令施行ノ日ヨリ六十日以内ニ許可ノ申請ヲ爲スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ申請ヲ爲シタル者ハ許可又ハ不許可ノ處分ヲ受クル迄引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第十一章 絲價安定施設 關係

●絲價安定施設法

昭和十二年三月三十日法律第一六號
昭和十六年法律第六七號改正

- 第一條 本法ハ生絲ノ價格ノ異常ナル騰貴又ハ低落ノ防止ヲ圖リ蠶絲業ノ安定及發達ヲ期スルコトヲ目的トス
- 第二條 削除
- 第三條 削除
- 第四條 削除
- 第五條 削除
- 第六條 削除
- 第七條 削除
- 第八條 削除
- 第九條 削除
- 第十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ價格(賣渡價

- 格)ニ依ル買入ノ申込又ハ一定ノ價格(買入價格)ニ依ル賣渡ノ申込ニ應ジテ生絲ノ賣渡又ハ買入ヲ爲スモノトス
- 第十一條 賣渡價格及買入價格ハ勅令ヲ以テ定ムル制限ノ範圍内ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ競争織維ノ價格、繭生産費中ニ於ケル現金支出額ニ自給費ノ一定割合ノ金額ヲ加ヘタルモノ及生絲ノ製造販賣ニ要スル費用並ニ物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ主務大臣之ヲ定ム
- 第十二條 賣渡價格及買入價格ハ蠶絲委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム
- 第十三條 削除
- 第十四條 削除
- 第十五條 削除
- 第十六條 削除
- 第十七條 削除
- 第十八條 削除
- 第十九條 削除
- 第二十條 削除
- 第二十一條 削除
- 第二十二條 削除

第二十三條 削除

第二十四條 削除

第二十五條 削除

第二十六條 削除

第二十七條 削除

第二十八條 削除

第二十九條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ所有生絲ノ貯藏、買換、交換、加工、整理ノ爲ニスル賣渡及新規ノ用途又ハ販路ニ向クル爲ニスル處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ賣渡又ハ買入ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ賣渡價格ヲ維持スルニ必要ナル數量ノ生絲ヲ保有スル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ生絲ノ市價ガ賣渡價格ノ一定割合ニ相當スル價格以下ナル場合ニ限り蠶絲委員會ニ諮問シテ市價ニ惡影響ヲ及ボサザル方法ニ依リ生絲ノ買入ヲ爲スコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條 削除

第三十二條 繭及生絲ノ生産費、生産高、現在高、消費高及價格ノ調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第一編 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

第一條 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

●絲價安定施設法施行令

昭和十六年四月十九日勅令第四七二號

- 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 絲價安定施設組合ノ設立前ニ在リテハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ賣渡價格ニ依ル買入ノ申込又ハ買入價格ニ依ル賣渡ノ申込ニ應ジテ生絲ノ賣渡又ハ買入ヲ爲スコトヲ得
- (昭和十二年勅令第五一號ヲ以テ
昭和十二年四月一日ヨリ施行)
- 第一條 農林大臣ハ絲價安定施設法第十條ノ規定ニ依リ政府ガ賣渡又ハ買入ヲ爲ス生絲ノ種類及品位ヲ定ム
- 絲價安定施設法第十一條ノ賣渡價格及買入價格ハ前項ノ生絲ニ付之ヲ定ム

第二條 農林大臣ハ毎年三月三十一日迄ニ翌生絲年度産ノ生絲ニシテ命令ヲ以テ定ムル種類及品位ノモノニ付翌生絲年度ニ於ケル賣渡價格及買入價格(標準賣渡價格及標準買入價格)ヲ定ム

物價其ノ他ノ經濟事情又ハ生絲ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生ズルノ虞アル場合其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テ農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ蠶絲委員會ニ諮問シテ標準賣渡價格若ハ標準買入價格決定ノ時期ニ關シ前項ノ規定ニ依ラズ又ハ標準買入價格ヲ定メザルコトヲ得

第一項ノ生絲以外ノ生絲ノ賣渡價格及買入價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ格差ヲ標準賣渡價格及標準買入價格ニ加減シタルモノトス

第三條 標準賣渡價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ指定スル競争纖維ノ價格ノ一定倍數ニ相當スル價格ニ基キ爲替相場及生絲運送費等ヲ參酌シテ定ムル價格ト絲價指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出シタル價格ニ基キ農林大臣ノ定ムル價格トノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム
前項ノ一定倍數ハ蠶絲委員會ニ諮問シテ農林大臣之ヲ定ム

第一項ノ農林大臣ノ定ムル價格ハ絲價指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出シタル價格ノ上値三割ニ相當スル價格ト上値四割ニ相當スル價格トノ範圍内ニ於テ經濟事情ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四條 標準買入價格ハ繭生産費中ニ於ケル現金支出額ニ自給費ノ一定割合ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノ及生絲ノ製造販賣ニ要スル費用ニ基キ定ムル價格ヲ基準トシ物價其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シテ農林大臣之ヲ定ム
前項ノ一定割合ハ蠶絲委員會ニ諮問シテ農林大臣之ヲ定ム

第五條 標準買入價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ繭生産費及生絲ノ製造販賣ニ要スル費用ニ基キ定ムル價格ノ八割五分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第六條 絲價安定施設法第十一條ノ繭生産費中ニ於ケル現金支出額及自給費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年調査シタル各養蠶業者ノ上繭一貫當生産費中ニ於ケル現金支出額及自給費(例外ト認ムルモノヲ除ク)ヲ夫々平均シテ之ヲ算出ス
前項ノ上繭一貫當生産費中ニ於ケル現金支出額及自給費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル費用ノ合計額

ヨリ副収入ノ金額ヲ控除シ上繭收量ヲ以テ除シタルモノヲ當該費用ノ合計額中ニ於ケル現金支出額及自給費ノ割合ニ依リ按分シテ之ヲ算出ス

- 一 桑園土地資本利子
- 二 小作料
- 三 肥料代
- 四 勞賃
- 五 蠶室及農舍費
- 六 蠶具及農具費
- 七 桑園設置費
- 八 蠶種代
- 九 消耗品代
- 十 諸稅諸掛
- 十一 雜費

第七條 絲價安定施設法第十一條ノ生絲ノ製造販賣ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年調査シタル各製絲業者ノ生絲百斤當製造販賣費(例外ト認ムルモノヲ除ク)ヲ平均シテ之ヲ算出ス
前項ノ生絲百斤當製造販賣費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル費用ノ合計額ヨリ副収入ノ金額ヲ控除シ

タルモノヲ生絲製造數量ヲ以テ除シテ之ヲ算出ス

- 一 給料、賃金、手當又ハ之ニ準ズベキモノ及旅費
- 二 燃料、電力及電燈費
- 三 賄材料費
- 四 繭繭、乾繭又ハ生絲販賣ニ關スル手数料
- 五 利子
- 六 保管料
- 七 保險料
- 八 通信運搬費
- 九 建物及設備費
- 十 諸稅諸掛
- 十一 雜費

第八條 標準賣渡價格又ハ標準買入價格ハ物價其ノ他ノ經濟事情ノ變動著シキ場合又ハ生絲ノ需給狀況ニ著シキ變動ヲ生ジ若ハ生ズルノ虞アル場合ニ於テ農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ第三條乃至第五條ノ規定ニ準ジテ之ヲ改定スルコトヲ得

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ絲價安定施設法第十條ノ規定ニ依リ買入又ハ賣渡ノ申込ニ應ゼザルコトヲ得

第一編 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行令

二二二

- 一 申込數量が命令ノ定ムル數量ニ達セザルトキ
- 二 買占其ノ他不當ノ利得ヲ圖ル目的ヲ以テ申込ヲ爲シタルモノト認メタルトキ
- 三 當該生絲年度産以外ノ生絲ニ付賣渡ノ申込アリタルトキ

第十條 賣渡價格ニ依ル買入ノ申込アリタル場合ニ於テ買入ノ申込アリタル種類及品位ノ生絲ヲ所有セザルトキハ政府ハ買入申込者ニ於テ申込ノ際反對ノ意思ヲ表示シタル場合ヲ除クノ外他ノ種類及品位ノ生絲ヲ賣渡スコトヲ得

第十一條 農林大臣ハ生絲ノ新規ノ用途又ハ販路ノ開拓ノ爲政府ノ所有生絲ヲ利用セントスル者ニ對シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り之ヲ讓與スルコトヲ得

- 一 利用者ガ加工シ又ハ加工セズシテ博覽會、展覽會等ヘノ出品ノ用ニ供セントスルトキ
- 二 利用者ガ加工シ又ハ加工セズシテ標本又ハ見本ノ用ニ供セントスルトキ
- 三 利用者ガ試験研究ノ用ニ供セントスルトキ
- 四 公共團體其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル者ガ新規絹製品ノ普及ヲ圖ル爲利用セントスルトキ

農林大臣前項第一號乃至第三號ノ規定ニ依リ讓與ヲ爲スニ付テハ利用者其ノ讓與ヲ受ケタル生絲又ハ其ノ加工品ヲ其ノ用ニ供シタル後之ヲ處分シ又ハ他ノ用ニ供セントスル場合ハ農林大臣ノ認可ヲ受クベキコトノ條件ヲ附スベシ

農林大臣第一項第四號ノ規定ニ依リ讓與ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ハ生絲ノ新規ノ用途又ハ販路ノ開拓ノ爲所有生絲ヲ其ノ用ニ供スルコトヲ得

- 一 加工シ又ハ加工セズシテ博覽會、展覽會等ヘノ出品ノ用ニ供スルトキ
- 二 加工シ又ハ加工セズシテ標本又ハ見本ノ用ニ供スルトキ
- 三 試験研究ノ用ニ供スルトキ
- 四 前各號ノ外生絲ノ新規ノ用途又ハ販路ノ開拓ノ爲特ニ必要ト認ムル用ニ供スルトキ

第十三條 政府ガ絲價安定施設法第三十條ノ規定ニ依リ生絲ノ買入ヲ爲スコトヲ得ルハ第二條第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムル種類及品位ノ生絲ノ市價ガ標準賣渡價

格ノ九割ニ相當スル價格以下ナル場合ニ限ル

第十四條 農林大臣ハ繭及生絲ノ生産費、生産高、現在高、消費高及價格ノ調査ノ爲道府縣、市町村及市町村長ニ對シ調査上必要ナル事務ヲ行フベキコトヲ命ジ並ニ適當ト認ムル者ニ對シ記帳及報告ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 本令中生絲年度ト稱スルハ其ノ年ノ六月一日ヨリ翌年五月三十一日迄トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年勅令第十二號ハ之ヲ廢止ス

絲價安定施設特別會計規則中左ノ通改正ス

第二條第一項中「第二十八條」ヲ「第十條」ニ改ム

●絲價安定施設法施行規則

昭和十六年四月二十二日農林省令第二三號
昭和十七年三月十三日農林省令第二八號改正

第一條 絲價安定施設法施行令第二條第一項ノ生絲ノ種類及品位ハ白十四中D格トス

第二條 絲價安定施設法施行令第二條第三項ノ規定ニ依リ標準賣渡價格及標準買入價格ニ加減スベキ格差ハ輸出生絲登錄原簿ニ登錄セラレタル生絲ノ賣買價格ニ基キ取引事情ヲ參酌シテ農林大臣之ヲ定ム

第三條 絲價安定施設法施行令第三條第一項ノ絲價指數ト物價指數トノ關係ヨリ算出スル價格(物價參酌値)ハ明治三十四生絲年度以後各生絲年度ニ於ケル絲價指數ノ物價指數ニ對スル割合(絲價率)ヨリ附録ニ定ムル算式ニ依リ算出シタル當該生絲年度ノ絲價率ノ趨勢値ニ一定數値(最近一年ノ間絲價率ノ平均値ト當該生絲年度ノ絲價率ノ趨勢値トノ差ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘ジタルモノ)ヲ加減シタルモノニ最近六月間ノ平均物價指數ヲ乘ジタルモノヲ八百十九圓六十一錢ニ乘ジテ之ヲ算出ス

第一編 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行規則

前項ノ絲價指數及物價指數ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定ス

第四條 絲價安定施設法施行令第六條第一項ノ規定ニ依リ絲價安定施設法第十一條ノ繭生產費中ニ於ケル現金支出額及自給費ノ算定ニ用フベキ上繭一貫當生產費ハ蠶絲生產費調査規則第十六條乃至第三十二條ノ規定ニ依リ調査シタル生產費ニ依ル

第五條 絲價安定施設法施行令第六條ノ繭生產費中ニ於ケル現金支出額ハ左ニ掲グルモノトシ其ノ他ノ費用ハ總テ之ヲ自給費トス

- 一 小作料
- 二 購入肥料代
- 三 雇傭勞賃
- 四 蠶室及農舍費中ノ現金支拂部分ノ減價額、修繕費中ノ現金支拂部分及支拂賃借料
- 五 蠶絲生產費調査規則第二十五條第一項第一號ノ蠶具及農具ノ現金支拂部分ノ減價額、修繕費中ノ現金支拂部分及支拂賃借料
- 六 前號以外ノ蠶具及農具ノ新調費及修繕費中ノ現金支拂部分

七 桑園設置費中ノ現金支拂部分ノ減價額

八 蠶種代

九 購入消耗品代

十 諸稅諸掛

十一 雜費中ノ現金支拂部分

第六條 絲價安定施設法施行令第七條ノ規定ニ依リ絲價安定施設法第十一條ノ生絲ノ製造販賣ニ要スル費用ノ算定ニ用フベキ生絲百斤當製造販賣費ハ蠶絲生產費調査規則第三十三條乃至第四十九條ノ規定ニ依リ調査シタル輸出生絲ノ生產費ニ依ル

第七條 絲價安定施設法施行令第五條ノ繭生產費ハ同令第六條ノ規定ニ依リ算出シタル繭生產費中ニ於ケル現金支出額及自給費ノ合計額トシ生絲製造販賣ニ要スル費用ハ同令第七條ノ規定ニ依リ算出シタルモノトス

第八條 新規ノ用途又ハ販路ニ向クル目的ヲ以テ政府ノ所有スル生絲ノ讓渡又ハ讓與ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ其ノ用途又ハ販路ヲ詳細ニ記載シ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

第九條 農林大臣ハ繭及生絲ノ需給調査ノ爲繭現在高調査、生絲現在高調査、生絲製造高調査及生絲消費高調査ヲ行フ

查ヲ行フ

第十條 繭現在高調査ハ毎年三月一日、六月一日及十二月一日各午前零時現在ニ於テ内地ニ現在スル繭(野蠶繭ヲ除ク)ニ付之ヲ行フ但シ左ニ掲グル繭ニ付テハ之ヲ行ハザルモノトス

- 一 蠶種製造ノ用ニ供スル繭
- 二 出殻繭、蛆害繭、鼠害繭其ノ他之ニ類スル繭
- 三 六月一日現在ノ調査ニ在リテハ其ノ年生產セラレタル繭

前項ノ調査ハ上繭、玉繭、屑繭及綿繭ニ付春蠶繭及夏秋蠶繭ニ區分シテ之ヲ行フ

第十一條 左ニ掲グル者ハ其ノ保管スル繭ニシテ前條ノ規定ニ依リ調査セラルベキモノノ數量ヲ地方長官ノ定ムル期日迄ニ別ニ配付スル申告書用紙ニ依リ繭絲調査員ヲ經由シテ地方長官ニ申告スベシ

- 一 日本蠶絲統制株式會社
- 二 製絲業法第二條第一項ノ免許ヲ受ケタル者
- 三 蠶絲業統制法施行令第七條ノ規定ニ依リ玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ノ許可ヲ受ケタル者
- 四 繭短纖維ノ製造ヲ業トスル者

第一編 蠶絲業法規 絲價安定施設法施行規則

五 繭ノ賣買若ハ其ノ仲立、取次又ハ繭ノ乾燥ヲ業トスル者

六 農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者

七 倉庫業者

八 運送業者又ハ運送取扱業者

九 銀行

十 前各號ニ掲グル者ノ外地方長官ノ指定シタルモノ

第十二條 第十條ノ規定ニ依リ調査セラルベキ繭ニシテ前條各號ニ掲グル者以外ノモノノ保管スルモノハ繭絲調査員ニ於テ之ヲ調査スベシ

前項ノ規定ニ依リ調査セラルベキ繭ヲ保管スル者ハ繭絲調査員ニ對シ其ノ數量ヲ申告スベシ

第十三條 生絲現在高調査ハ毎年三月一日、六月一日及十二月一日各午前零時現在ニ於テ内地ニ現在スル生絲(野蠶絲ヲ除ク)ニ付之ヲ行フ

前項ノ調査ハ器械生絲、座繰生絲及玉絲ニ區分シテ之ヲ行フ

第十四條 左ニ掲グル者ハ其ノ保管スル生絲ニシテ前條ノ規定ニ依リ調査セラルベキモノノ數量ヲ地方長官ノ定ムル期日迄ニ別ニ配付スル申告書用紙ニ依リ繭絲調査員ヲ

經由シテ地方長官ニ申告スベシ

- 一 日本蠶絲統制株式會社
- 二 製絲業法第二條第一項ノ免許ヲ受ケタル者
- 三 蠶絲業統制法施行令第七條ノ規定ニ依リ玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ノ許可ヲ受ケタル者
- 四 生絲ノ賣買又ハ其ノ仲立若ハ取次ヲ業トスル者
- 五 生絲輸出業者
- 六 織物製造業者
- 七 編物製造業者
- 八 撚絲業者
- 九 倉庫營業者
- 十 運送營業者又ハ運送取扱營業者
- 十一 銀行
- 十二 前各號ニ掲グル者ノ外地方長官ノ指定シタルモノ

第十五條 第十三條ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ニシテ前條各號ニ掲グル者以外ノモノノ保管スルモノハ繭絲調査員ニ於テ之ヲ調査スベシ

前項ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ヲ保管スル者ハ繭前項ノ調査ハ器械生絲、座繰生絲及玉絲ニ區分シテ之ヲ行フ

繭絲調査員ニ對シ其ノ數量ヲ申告スベシ

- 第十六條 生絲製造高調査ハ毎月製造セラレタル生絲（野蠶絲ヲ除ク）ニ付之ヲ行フ
- 前項ノ調査ハ器械生絲、座繰生絲及玉絲ニ區分シテ之ヲ行フ
- 第十七條 左ニ掲グル者ハ前條ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ノ數量ヲ地方長官ノ定ムル期日迄ニ別ニ配布スル申告書用紙ニ依リ繭絲調査員ヲ經由シテ地方長官ニ申告スベシ
 - 一 製絲業法第二條第一項ノ免許ヲ受ケタル者
 - 二 蠶絲業統制法施行令第七條ノ規定ニ依リ玉絲製造業又ハ座繰生絲製造業ノ許可ヲ受ケタル者
 - 三 前各號ニ掲グル者ノ外地方長官ノ指定シタルモノ
- 第十八條 第十六條ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ニシテ前條各號ニ掲グル者以外ノモノノ製造シタルモノハ繭絲調査員ニ於テ之ヲ調査スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ヲ製造シタル者ハ繭絲調査員ニ對シ其ノ數量ヲ申告スベシ
- 第十九條 生絲消費高調査ハ毎月消費セラレタル生絲（野蠶絲ヲ除ク）ニ付之ヲ行フ

第二十條 左ニ掲グル者ハ前條ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ノ數量ヲ地方長官ノ定ムル期日迄ニ別ニ配付スル申告書用紙ニ依リ繭絲調査員ヲ經由シテ地方長官ニ申告スベシ

- 一 織物製造業者
- 二 編物製造業者
- 三 前各號ニ掲グル者ノ外地方長官ノ指定シタルモノ
- 第二十一條 第十九條ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ニシテ前條各號ニ掲グル者以外ノモノノ消費シタルモノハ繭絲調査員ニ於テ之ヲ調査スベシ
- 前項ノ規定ニ依リ調査セラルベキ生絲ヲ消費シタル者ハ繭絲調査員ニ對シ其ノ數量ヲ申告スベシ
- 第二十二條 地方長官ハ農林大臣ノ命ヲ承ケ道府縣内ノ繭及生絲ノ現在高竝ニ生絲製造高及消費高ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 地方長官ハ市町村及市町村長ニ對シ調査上必要ナル事務ヲ行フベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 第二十三條 農林大臣繭及生絲ノ現在高竝ニ生絲ノ製造高及消費高ノ調査ノ爲必要アリト認ムル場合ニ於テハ繭絲調査指導員及繭絲調査員ヲ置ク

前項ノ指導員及調査員ハ地方長官ノ推薦ニ依リ農林大臣ニ於テ之ヲ囑託ス

- 農林大臣ハ前項ノ調査員ノ囑託ニ付地方長官ニ之ヲ代行セシムルコトアルベシ
- 第二十四條 繭絲調査員ハ地方長官ノ指揮ヲ承ケ擔當調査區域内ノ繭現在高調査、生絲現在高調査、生絲製造高調査又ハ生絲消費高調査ノ事務ニ從事ス
- 前項ノ擔當調査區域ハ地方長官之ヲ定ム
- 繭絲調査指導員ハ地方長官ノ指揮ヲ承ケ繭絲調査員ノ事務ノ執行ヲ指導ス
- 第二十五條 繭絲調査員ハ職務執行ノ際其ノ資格證明書ヲ携帯スベシ
- 前項ノ資格證明書ノ様式ハ農林大臣之ヲ告示ス
- 第二十六條 繭絲調査指導員又ハ繭絲調査員其ノ職務ニ關シ知得シタル事項ヲ故ナク漏洩シタルトキハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第二十七條 第十一條、第十二條第二項、第十四條、第十五條第二項、十七條、第十八條第二項、第二十條及第二十一條第二項ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者故意ニ申告ヲ爲サズ又ハ不實ノ申告ヲ爲シタルトキハ三十圓以下ノ罰

第一編 蠶絲業法規 絲價安定施設特別會計法

金又ハ科料ニ處ス

前項ノ者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメ又ハ不實ノ申告ヲ爲サシメタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第二十八條 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ繭及生絲ノ現在高竝ニ生絲ノ製造高及消費高ノ調査ヲ妨ゲタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

生絲ノ製造高及消費高ノ調査ニ付テハ昭和十六年五月三十一日迄ハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和十五年農林省令第二十八號ハ之ヲ廢止ス

附則

(昭和十七年三月十三日) 農林省令第二十八號

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附錄

$$Y = \frac{\sum x^2 y - \sum y(xy)}{n \sum x^2 - (\sum x)^2} + \frac{n \sum y(xy) - \sum x \sum y^2}{n \sum x^2 - (\sum x)^2} X$$

Y ハ物價參酌値ノ算定セラルル年度ニ於ケル明治三十四年度ヲ第一年度トスル絲價率ノ趨勢値

X ハ明治三十四年度ヲ第一年度トシ物價參酌値ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル各年度ノ年次ヲ表ス數

Y ハ明治三十四年度ヨリ物價參酌値ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル各年度ニ於ケル絲價率

X ハ明治三十四年度ヨリ物價參酌値ノ算定セラルル年度ノ前年度ニ至ル各年度ノ數

X ハ明治三十四年度ヨリ物價參酌値ノ算定セラルル年度ニ至ル各年度ノ數

● 絲價安定施設特別會計法

昭和十二年三月三十日法律第七十七號
昭和十六年三月十三日法律第七十六號改正
昭和十六年四月十九日勅令第四六二號ニヨリ
昭和十六年四月二十五日ヨリ施行

第一條 絲價安定施設法ニ基キテ爲ス生絲ノ買入、賣渡、交換、加除又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ之ヲ一般會計ト區分シ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

第三條 生絲ノ買入代價ハ一年內ニ償還スベキ證券ヲ以テ其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付ス

前項ノ證券ハ無記名證券トス

第一項ノ規定ニ依リ交付スル爲政府ハ證券ヲ發行スルコトヲ得

第四條 日本銀行ハ前條ノ證券ノ所持人ノ請求ニ依リ政府ノ定ムル歩合ヲ以テ其ノ證券ノ割引ヲ爲スベシ

第五條 第三條ノ規定ニ依リ發行スル證券ノ借換ノ爲政府ハ借入ヲ爲シ又ハ五年內ニ償還スベキ證券ヲ發行スルコトヲ得其ノ借換ニ付亦同ジ

第六條 本會計ノ負擔ニ屬スル證券及借入金ノ額ハ通ジテ最高二億五千萬圓トス

第七條 本會計ノ負擔ニ屬スル證券及借入金ノ償還金及利子竝ニ證券ノ發行及償還ニ關スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年國債整理基金特別會計ニ之ヲ繰入ルベシ

第八條 本會計ハ借入金、生絲賣渡代金及附屬雜收入ヲ以テ歲入トシ生絲ノ買入賣渡交換加工貯藏及運搬ニ關スル諸費、證券及借入金ノ償還金及利子其ノ他諸費ヲ以テ歲出トス

第九條 生絲ノ市價ノ變動ニ基ク買入數量ノ增加其ノ他避

第一編 蠶絲業法規

絲價安定施設特別會計法

クベカラザル事由ニ因リ生ジタル豫算ノ不足ヲ補フ爲歲出豫算ニ豫算費ヲ設クルコトヲ得

第十條 本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ大藏省預金部ニ之ヲ預入ルベシ

第十一條 本會計ノ決算上剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ之ヲ繰入ルベシ

本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

第十二條 政府ハ毎年度本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調整シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ之ヲ提出スベシ

第十三條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス

絲價安定融資擔保生絲買收法ニ依リ買收シタル生絲ニシテ本法施行ノ際現ニ政府ノ所有スルモノハ之ハ本會計ニ歸屬セシム

本會計ハ當分ノ内豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ニ繰入金ヲ爲スコトヲ得

絲價安定融資擔保生絲買收法第八條ヲ削除シ同法第九條中

「前條ノ規定ニ依ル生絲」ヲ「本法ニ依リ政府ノ買入レタル生絲」ニ改ム
國債整理基金特別會計法第二條第三項中「及米穀證券」ヲ「米、證券及蠶絲證券」ニ改ム

第十一章 貿易關係

●關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件

昭和十五年八月二十七日商工省令第六六號

第一條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工

大臣ノ指定シタルモノ（以下指定輸出品ト稱ス）ハ商工大臣ノ指定シタル者（以下調整機關ト稱ス）又ハ調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第二條 調整機關指定輸出品ヲ自ラ輸出スル場合ニ於テハ豫メ輸出品目、輸出價格及輸出先ニ付商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
調整機關指定輸出品ヲ他人ニ委託シテ輸出スル場合ニ於テハ豫メ左ニ掲グル事項ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベ

シ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一 委託輸出手續ニ關スル事項
 - 二 委託輸出價格ニ關スル事項
 - 三 委託輸出代金ノ決済ニ關スル事項
 - 四 委託手数料ニ關スル事項
 - 五 其ノ他委託輸出ノ條件ニ關スル事項
- 商工大臣必要アリト認ムルトキハ前二項ニ掲グル事項ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 第一條ノ規定ハ指定輸出品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 御料品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
- 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品
- 四 官廳ノ輸出ニ係ル物品
- 五 軍隊又ハ軍人ニ向ケ發送スル慰問品
- 六 手荷物、引越荷物又ハ船用品

七 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品

八 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品

九 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第四條 調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ其ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ
第一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第五條 調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸出品ノ輸出ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ品名、數量及價格ヲ記載シタル書面ニ委託輸出ノ條件ニ從ヒ輸出シタルコトヲ證スル書類ヲ添附シ調整機關ヲ經由シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

第六條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定輸入品ト稱ス）ハ調整機關又ハ調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレ

バ之ヲ關東州、滿洲又ハ支那ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條

調整機關指定輸入品ヲ自ラ輸入スル場合ニ於テハ豫メ輸入品目輸入價格及輸入先ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 委託輸入手續ニ關スル事項

二 委託輸入價格ニ關スル事項

三 委託輸入代金ノ決済ニ關スル事項

四 委託手数料ニ關スル事項

五 其ノ他委託輸入ノ條件ニ關スル事項

商工大臣必要アリト認ムルトキハ前二項ニ掲グル事項ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第八條

第六條ノ規定ハ指定輸入品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

一 第三條第一號乃至第三號及第六號ニ規定スル物品

二 官廳ノ輸入ニ係ル物品

三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品

關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品

五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第九條

調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ其ノ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第六條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十條

第六條、第七條及前條ノ規定ハ第六條ノ規定ニ依ル物品ノ指定アリタル際現ニ輸入契約濟ノ指定輸入品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十五年九月二日ヨリ之ヲ施行ス

●南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件

昭和十五年十二月二十九日商工省令第一一五號
昭和十六年七月十二日商工省令第六四號改正

第一條

關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定輸出品ト稱ス）ハ南洋貿易會（以下貿易會ト稱ス）ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケタル者、貿易會ノ指定シタル者（以下輸出調整機關ト稱ス）又ハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ若ハ買受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ニ輸出スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

貿易會輸出調整機關ヲ指定シタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第一項ノ輸出調整機關ハ商工大臣之ヲ告示ス

第二條

貿易會又ハ輸出調整機關ハ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

貿易會又ハ輸出調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規定ニ依リ非ザレバ指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第三條

前條第一項ノ規定ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 買受手續、輸出手續、輸出委託手續及販賣手續ニ關スル事項

二 買受價格、輸出價格、委託輸出價格及販賣價格ニ關スル事項

三 輸出代金及委託輸出代金ノ決済ニ關スル事項

四 委託手数料ニ關スル事項

五 其ノ他委託輸出及販賣ノ條件ニ關スル事項

第四條

貿易會又ハ輸出調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸出品ノ買受、輸出、輸出ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 第一條ノ規定ハ指定輸出品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 御料品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
- 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品
- 四 官廳ノ輸出ニ係ル物品
- 五 手荷物、引越荷物又ハ船用品
- 六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品
- 七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケタル物品
- 八 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第六條 貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ

委託ヲ受ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ買受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル者當該指定輸出品ヲ輸出セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第七條 貿易會又ハ輸出調整機關ヨリ指定輸出品ノ輸出ノ委託ヲ又ケ又ハ指定輸出品ヲ買受ケタル者當該指定輸出品ノ輸出ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ品名、價格、數量及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ貿易會又ハ輸出調整機關ニ提出スベシ

貿易會又ハ輸出調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ

第八條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノ(以下指定輸入品ト稱ス)ハ貿易會

ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者貿易會ノ指定シタル者(以下輸入調整機關ト稱ス)又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

貿易會輸入調整機關ヲ指定シタルトキハ遲滯ナク之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第一項ノ輸入調整機關ハ商工大臣之ヲ告示ス

第九條 貿易會又ハ輸入調整機關ハ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

貿易會又ハ輸入調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規定ニ依リニ非ザレバ指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十條 前條第一項ノ規定ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 輸入手續、輸入委託手續及販賣手續ニ關スル事項
- 二 輸入價格、委託輸入價格及販賣價格ニ關スル事項

三 輸入代金及委託輸入代金ノ決済ニ關スル事項

四 委託手数料ニ關スル事項

五 其ノ他委託輸入及販賣ノ條件ニ關スル事項

第十一條 貿易會又ハ輸入調整機關ハ毎年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル期間、四月一日ヨリ六月三十日ニ至ル期間、七月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間及十月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル指定輸入品ノ輸入、輸入ノ委託及販賣ニ關スル計畫ヲ定メ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ計畫ノ承認申請書ハ當該期間ノ初日ノ二週間前迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 第八條ノ規定ハ指定輸入品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 第五條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品
- 二 官廳ノ輸入ニ係ル物品
- 三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品
- 四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品

五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ起
エザル物品

第十三條 貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入
ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルト
キハ貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ輸入ノ委託ヲ受ケタル
コトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局ニ提示スベシ
第八條第一項但書ノ規定ニヨリ商工大臣ノ承認ヲ受ケタ
ル者當該指定輸入品ヲ輸入セントスルトキハ商工大臣ノ
承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該稅關又ハ郵便局
ニ提示スベシ

第十四條 貿易會又ハ輸入調整機關ヨリ指定輸入品ノ輸入
ノ委託ヲ受ケタル者當該指定輸入品ノ輸入ヲ爲シタルト
キハ遲滞ナク其ノ品名、價格、數量及價額並ニ輸入ノ年
月日ヲ記載シタル報告書ニ輸入シタルコトヲ證スル書面
ヲ添附シ之ヲ貿易會又ハ輸入調整機關ニ提出スベシ
貿易會又ハ輸入調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ
依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報
告スベシ

第十五條 第八條第一項、第九條及前二條ノ規定ハ第八條
ノ規定ニ依ル物品ノ指定アリタル際現ニ輸入契約濟ノ指

依リ輸出令書又ハ輸入令書ヲ發シ輸出業者又ハ輸入業者
ニ交付シテ之ヲ爲ス

第三條 主務大臣ハ前條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令
ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ命令
ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第八條ノ規定ニ基キ當該
物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關シテ必要ナ
ル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ品目ヲ指定シテ
輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ
於テハ當該物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關
スル條件ヲ付スルコトヲ得

第五條 國家總員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損
失ハ第二條ノ規定ニ依リ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ爲シタル
場合及當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ第三條ノ規定ニ依リ
命令ヲ爲シタル場合ニ於テ當該命令ニ依ル損失ニシテ通
常生スベキモノ其ノ他主務大臣ノ定ムルモノトス
前項ノ損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ主務大臣ノ指定
シタル期間内ニ之ヲ請求スベシ

第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ國家總員法第三十一
條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關

定輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十六年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

●貿易統制令

昭和十六年五月十四日勅令第五八一號

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於
テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第九條ノ規定ニ基ク輸出若
ハ輸入ノ命令又ハ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止及當該命
令ニ係ル物品ノ讓渡其ノ他ノ處分、所持又ハ移動ニ關ス
ル國家總動員法第八條ノ規定ニ基ク命令ニ付テハ本令ノ
定ムル所ニ依ル

第二條 輸出又ハ輸入ノ命令ハ主務大臣命令ノ定ムル所ニ

シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、店舗、倉庫其
ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物
件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢査セシムル場合ニ
於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第七條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南
洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督樺太廳長官又ハ
南洋廳長官トス

附則

本令ハ昭和十六年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、
臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年五月二十五
日ヨリ之ヲ施行ス

●貿易統制令施行規則

昭和十六年六月十二日商工、農林省令第九號
昭和十六年七月商工、農林省令第一〇號
昭和十六年八月農林、商工省令第一二號改正

第一條 貿易統制令（以下令ト稱ス）ノ施行ニ付テハ別ニ

定ムルモノヲ除クノ外本則ニ定ムル所ニ依ル

第二條 輸出令書及輸入令書（以下令書ト總稱ス）ニハ左

ニ掲グル事項ヲ記載ス

一 輸出業者又ハ輸入業者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 品名

三 數量

四 單價及價額

五 輸出又ハ輸入ノ時期

六 輸出港又ハ輸入港

七 仕向港又ハ積出港

八 仕向地又ハ仕入地

九 令第五條ノ規定ニ依ル損失ノ補償ニ關スル事項

十 其ノ他必要ナル事項

第三條 商工大臣又ハ農林大臣必要ト認ムルトキハ輸出又

ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトアルベシ

輸出又ハ輸入ノ命令ノ變更又ハ取消ハ商工大臣又ハ農林

大臣變更令書又ハ取消令書ヲ發シ輸出又ハ輸入ノ命令ヲ

受ケタル輸出業者又ハ輸入業者（以下受命者ト總稱ス）

ニ交付シテ之ヲ爲ス

第四條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ノ約定ヲ爲シ

タルトキハ遲滯ナク別記様式第一號ニ依ル輸出約定報告

書又ハ輸入約定報告書ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出ス

ベシ

前項ノ輸出約定報告書又ハ輸入約定報告書ニ記載シタル

事項ニ變更アリタルトキハ受命者ハ遲滯ナク之ヲ商工大

臣又ハ農林大臣ニ届出ヅベシ

第五條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ヲ爲シタルト

キハ遲滯ナク別記様式第二號ニ依ル輸出報告書又ハ輸入

報告書又ハ輸入報告書ニ輸出又ハ輸入ヲ爲シタルコトヲ

證スル書面ヲ添附シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ提出ス

ベシ

第六條 受命者當該命令ニ依ル輸出又ハ輸入ヲ爲スコト能

ハズ又ハ著シク困難ナリト認ムルトキハ遲滯

ナク其ノ事由ヲ具シ之ヲ商工大臣又ハ農林大臣ニ届出ヅ

ベシ

第七條 令第三條ノ規定ニ依ル命令ハ商工大臣又ハ農林大

臣輸出ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該物品ノ輸出ヲ

確保スル爲必要ト認ムルトキハ當該物品ニ付、輸入ノ命

令ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該命令ニ依リ輸入シタル物

品ニ付之ヲ爲ス

第八條 受命者損失ノ補償ヲ請求セントスルトキハ損失ノ

生ジタル日ヨリ六月以内ニ損失補償請求書ヲ商工大臣又

ハ農林大臣ニ提出スベシ

商工大臣又ハ農林大臣正當ノ事由アリト認ムルトキハ前

項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ

第九條 損失補償請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 令書又ハ令第三條ノ規定ニ依ル命令書ノ番號

二 補償請求ノ事由

三 補償請求額

四 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附

スベシ

前項ノ添附書類ノ外商工大臣又ハ農林大臣ハ必要ト認ム

ル書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ

第一編 蠶絲業法規 貿易統制令施行規則

第十條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商工

大臣ノ指定シタルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザ

レバ之ヲ輸出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當ス

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件

第一條ノ規定ニ依ル指定輸出品ヲ關東州、滿洲又ハ支

那ニ輸出スルトキ

二 第十條ノ二ノ規定ニ依ル指定物品ヲ關東州、滿洲及

支那以外ノ地域ニ輸出スルトキ

三 南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第一條ノ規定ニ

依ル指定輸出品ヲ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シ

タル地域ニ輸出スルトキ

四 國家總動員法第九條ノ規定ニ基ク命令ニ依リ輸出ス

ルトキ

第十條ノ二 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ

商工大臣ノ指定シタルモノ（以下指定物品ト稱ス）ハ商

工大臣ノ指定シタル者（以下調整機關ト稱ス）ヨリ買受

ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタル者ニ

非ザレバ之ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地域ニ輸出スル

コトヲ得ズ但シ前條第三號又ハ第四號ニ掲グル場合及特

別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸出ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 御料品
- 二 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
- 三 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節、大使館若ハ公使館ノ館員又ハ領事ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館、公使館又ハ領事館ニ屬スル公用品

四 官廳ノ輸出ニ係ル物品

五 手荷物、引越荷物又ハ船用品

六 博覽會ニ出品スル爲輸出スル物品

七 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用受ケタル物品

八 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸出シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十一條ノ二 調整機關ハ指定物品ニ付商工大臣ノ定ムル數量又ハ金額ノ限度ヲ超エテ賣渡シ若ハ輸出ノ委託ヲ爲

シ又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條ノ三 調整機關ハ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託及輸出ノ承認ニ關スル規程ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

調整機關ハ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル規程ニ依ルニ非ザレバ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ

商工大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規定ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第十一條ノ四 前條第一項ノ規定ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 買受手續、販賣手續、輸出委託手續及輸出承認手續ニ關スル事項
- 二 買受價格、販賣價格、委託輸出價格及輸出承認ノ基準タル輸出價格ニ關スル事項
- 三 販賣、輸出ノ委託及輸出ノ承認ノ條件ニ關スル事項
- 四 其ノ他必要ナル事項

第十一條ノ五 商工大臣緊急ノ必要アリト認ムルトキハ第十條ノ許可ヲ受ケタル者又ハ第十條ノ二ニ掲グル者若ハ同條但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者ニ對シ當該物品

三 博覽會ニ出品スル爲輸入スル物品

四 關稅定率法第八條第一號、第三號、第七號又ハ第八號ノ規定ノ適用ヲ受ケ輸入スル物品

五 販賣以外ノ目的ヲ以テ輸入シ且其ノ原價五十圓ヲ超エザル物品

第十四條 第十條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸出許可申請書ニ註文アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ之ヲ輸出地ヲ管轄スル稅關ヲ經由シテ

商工大臣ニ提出スベシ

- 一 品名
- 二 數量(種類別ニ記載スベシ)
- 三 單價及原價(種類別ニ記載スベシ)
- 四 賣渡先ノ氏名又ハ名稱及住所
- 五 仕向地
- 六 仕向港
- 七 輸出港(郵便物ニ在リテハ發送郵便局)
- 八 輸出時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ差出スベキ時期)

第十五條 第十二條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル輸入許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

事項ヲ記載シタル輸入許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

ニ付其ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトアルベシ
商工大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ物品ノ輸出地ヲ管轄スル稅關長ヲシテ前項ノ輸出ノ制限又ハ禁止ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十二條 關稅定率法別表輸入稅表ニ掲グル物品ニシテ商

工大臣ノ指定シタルモノハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸入スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 關東州、滿洲及支那ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第六條ノ規定ニ依ル指定輸入品ヲ關東州、滿洲又ハ支那ヨリ輸入スルトキ

二 南洋ニ對スル貿易ノ調整ニ關スル件第八條ノ規定ニ依ル指定輸入品ヲ同條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル地域ヨリ輸入スルトキ

第十三條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸入ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 第十一條第一號乃至第三號及第五號ニ規定スル物品
- 二 官廳ノ輸入ニ係ル物品

- 一 品名
 - 二 數量(種類別ニ記載スベシ)
 - 三 豫想單價及豫想價額(種類別ニ記載スベシ)
 - 四 産出地又ハ製造地
 - 五 積出港
 - 六 輸入港(郵便物ニ在リテテ到着郵便局)
 - 七 輸入時期(郵便物ニ在リテハ郵便局ニ到着スベキ時期)
- 前項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケントスル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナルトキハ輸入許可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外委託者ノ氏名ハ名稱及住所ヲ記載シ且委託アリタルコトヲ證スル書面ヲ添付スベシ
- 第十六條** 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ商工大臣ノ指定シタル期間内ニ其ノ物品ヲ輸入スベシ
- 商工大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトアルベシ
- 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ物品ヲ輸入セザルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ
- 第十七條** 第十條ノ許可ヲ受ケタル者第十四條第六號乃至

第八號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ之ヲ商工大臣ニ届出ズベシ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者第十五條第一項第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十八條 第十二條ノ許可ヲ受ケタル者他人ヨリ委託ヲ受ケ輸入セントスルモノナル場合ニ於テ其ノ委託契約消滅シ又ハ委託數量減少シタルトキハ委託者ト連署ノ上七日以内ニ之ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

第十九條 第十條又ハ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ物品ノ輸出又ハ輸入ヲ爲ス場合ニ於テ商工大臣ノ交付スル輸出許可書又ハ輸入許可書ヲ當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十九條ノ二 第十條ノ二ニ掲グル者當該指定物品ヲ輸出セントスルトキハ調整機關ヨリ買受ケ若ハ輸出ノ委託ヲ受ケ又ハ輸出ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第十條ノ二但書ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタル者當該指定物品ヲ輸出セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ當該税關又ハ郵便局ニ提示スベシ

第二十條 第十條又ハ第十二條ノ許可ヲ受ケタル者輸出又

- ハ輸入ヲ爲シタルトキハ七日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ
- 一 輸出又ハ輸入ノ許可ヲ受ケタル物品ノ品名及數量並ニ許可ノ年月日
 - 二 輸出又ハ輸入ヲ爲シタル物品ノ品名、數量並ニ單價及價額
 - 三 輸入ヲ爲シタル物品ノ産出地又ハ製造地及積出港
 - 四 輸出港又ハ輸入港(郵便物ニ在リテハ發送郵便局又ハ到着郵便局)
 - 五 輸出又ハ輸入ノ年月日(郵便物ニ在リテハ差出又ハ到着ノ年月日)
- 第二十條ノ二** 第十條ノ二ニ掲グル者當該指定物品ヲ輸出シタルトキハ七日以内ニ其ノ品名、數量、單價及價額並ニ輸出ノ年月日ヲ記載シタル報告書ニ輸出シタルコトヲ證スル書面ヲ添付シ之ヲ調整機關ニ提出スベシ
- 調整機關ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ前月中ニ提出アリタル報告書ノ概要ヲ商工大臣ニ報告スベシ
- 第二十一條** 令第六條第二項ノ證票ハ別記様式第三號ニ依ル
- 附則**
- 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時輸出入許可規則ハ之ヲ廢止ス但シ本則施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

臨時輸出入許可規則第一條又ハ第三條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第十條又ハ第十二條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

臨時輸出入許可規則第五條又ハ第七條ノ規定ニ依リ提出シタル書類ハ之ヲ第十四條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス

臨時輸出入許可規則第六條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル期間ノ指定又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ第十六條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

附則 (昭和十六年七月商工、農林省令第十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

調整機關ハ當分ノ内第十一條ノ三第二項ノ規定ニ拘ラズ同條第一項ノ規定ニ依ラズシテ指定物品ノ買受、販賣、輸出ノ委託又ハ輸出ノ承認ヲ爲スコトヲ得

別記

様式第一號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

輸出(輸入)令書番號 第 號
輸出(輸入)令書發付年月日 年 月 日

輸出(輸入)約定報告書

年 月 日

住所
氏名又ハ名稱

商工大臣又ハ農林大臣

殿

今般左ノ通輸出(輸入)約定ヲ了シ候間貿易統制令施行規則第四條ノ規定ニ依リ此段及御報告候也

一 賣渡先(買入先)ノ氏名又ハ名稱及住所

二 品名

三 數量

四 單價及價額

五 輸出(輸入)ノ豫定期

六 輸出港(輸入港)

七 仕向港(積出港)

八 仕向地(仕入地)

九 積載豫定船舶及其ノ國籍

十 決濟方法

十一 賣渡先(買入先)ト爲シタル特約及之ヲ爲シタル事由

十二 其ノ他必要ナル事項

記載注意

一 品名ニハ關稅定率法別表輸入稅表番號ヲ附記スルコト
二 單價及價額ニハC.I.F.又ハF.O.B.ノ區別ヲ記載スルコト

様式第二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4トス)

輸出(輸入)令書番號 第 號
輸出(輸入)令書發付年月日 年 月 日

輸出(輸入)報告書

年 月 日

住所
氏名又ハ名稱

商工大臣又ハ農林大臣

殿

今般左ノ通輸出(輸入)ヲ了シ候間貿易統制令施行規則第五條ノ規定ニ依リ此段及御報告候也

一 賣渡先(買入先)ノ氏名又ハ名稱及住所

二 品名

三 數量

四 單價及價額

五 輸出(輸入)ノ年月日

六 輸出港(輸入港)

七 仕向港(積出港)

八 仕向地(仕入地)

九 積載船舶及其ノ國籍

十 決濟方法

十一 輸出(輸入)ヲ爲シタルコトヲ證スル書類

十二 其ノ他必要ナル事項

記載注意

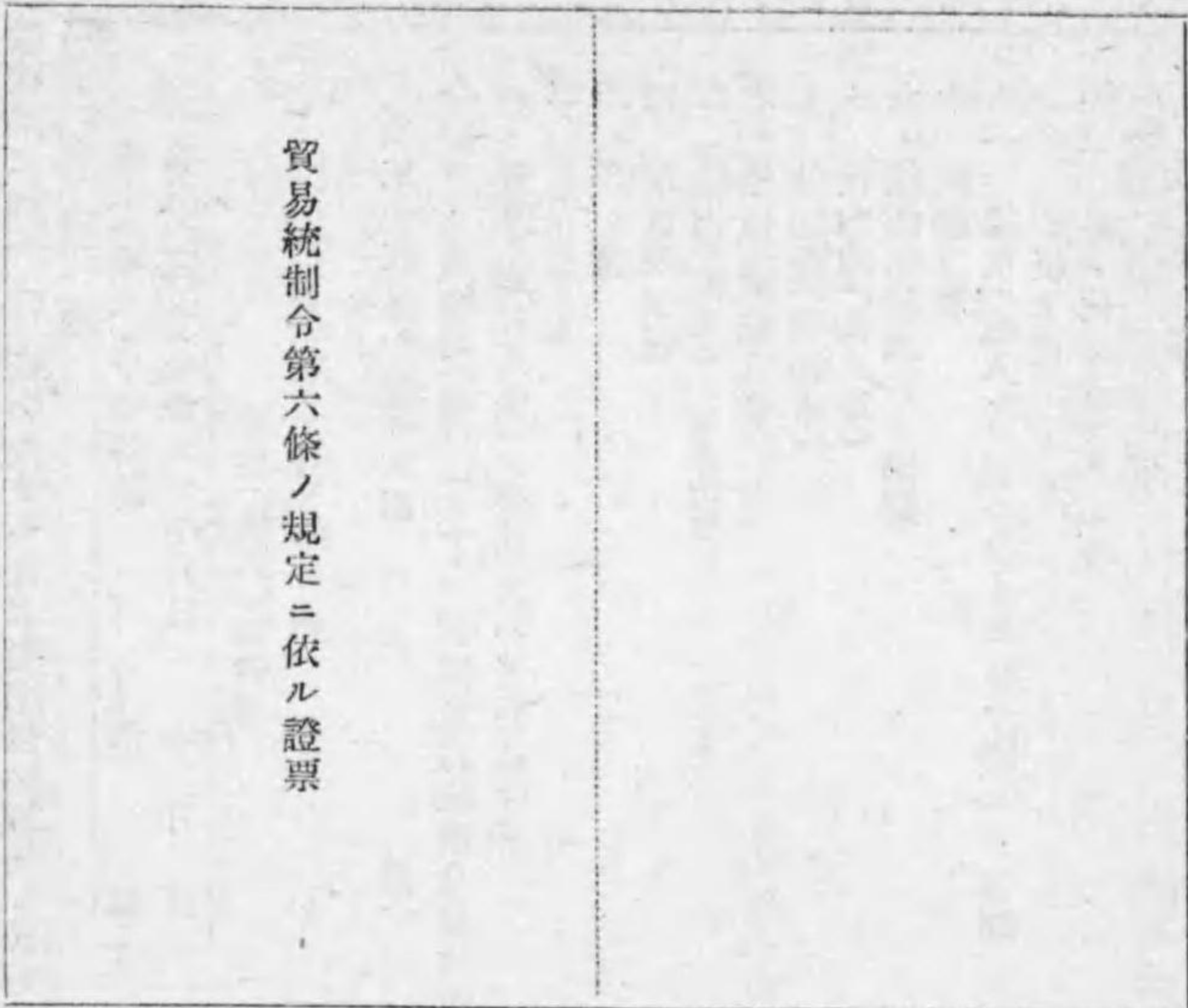
一 品名ニハ關稅定率法別表輸入稅表番號ヲ附記スルコト
二 單價及價額ニハC.I.F.又ハF.O.B.ノ區別ヲ記載スルコト
三 輸入報告書ニハ報告期日ニ於テ當該物品ヲ保管セル場所ヲ其ノ他必要ナル事項ノ欄ニ記載スルコト

第一編 蠶絲業法規

貿易統制令施行規則

様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B8トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

(表面)



貿易統制令第六條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

商工省又ハ
農林省ノ印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要
アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ
當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況
若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ
得
國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル
當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ
六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
貿易統制令第六條 主務大臣必要ト認ムルトキハ國
家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ輸出若ハ輸入
又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該
官吏ヲシテ事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨
檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査
セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシム
ル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシム
ベシ

●輸出不能ニ依ル損失補償制 度實施要綱

昭和十六年五月閣議決定

一 買取機關ノ買取及處分方法

(一) 買取機關ハ輸出業者ヨリノ申込ニ基キ輸出業者トノ
間ニ左ノ内容ヲ有スル契約ヲ締結スルコト

- (1) 輸出業者ガ自己資金ヲ以テ外國(關東州、滿洲國
及支那ヲ除ク)ヨリ受ケタル註文ニ依リ商品ノ調達
ヲ爲シ外國ニ於ケル戰亂又ハ輸入制限措置等當該輸
出業者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ依リ荷爲替手形
ノ取組前又ハ當該商品ノ船積前(船積ニ對シ代金ノ
支拂ヲ受クル等之ニ準ズル特別ノ場合)輸出不能ト
ナリタルトキハ買取機關ハ直ニ當該商品(商品ニ至
ラザル過程ニアルモノニシテ商工大臣ノ承認ヲ受ケ
タルモノヲ含ム以下同ジ)ノ買取ヲ爲スベキコト
- (2) 買取機關ノ買取價格ハFOB價額ノ八割ヲ限度ト
シ輸出業者ガ製造業者又ハ販賣業者ヨリ買取ケタル

第一編 蠶絲業法規

輸出不能ニ依ル損失補償制度實施要綱

價額又ハ買受タベキ價額ヲ基準トシテ買取機關ト輸
出業者トノ間ノ合意ニ依リ之ヲ決定スルコト

(2) 買取機關ノ買取商品ノ處分ニ付テハ輸出業者ニ於
テ何等ノ異議ヲ申立テザルコト

(3) 輸出業者ガ輸出契約ヲ爲シタルトキハ契約書ノ寫及
註文商品ノ調達ニ要スル自己資金ノ概算書ヲ添附シ遲
滯ナク買取機關ニ對シ當該輸出契約内容ノ登録ヲ申請
スルコト

(4) 買取機關ハ原則トシテ買取商品ヲ第三國ニ輸出スル
コト但シ買取機關ハ最善ノ注意ヲ以テ同一又ハ類似商
品ノ輸出ニ支障ヲ與フルコトナキ様措置シ最モ有利ナ
ル條件ニ依リ第三國向輸出ヲ圖ルコト

(5) 買取機關買取商品ノ第三國向輸出ガ不可能又ハ不適
當ト認メタルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ區域又ハ内
地消費ニ振向クルコト

(6) 買取機關ノ買取契約及買取商品ノ處分方法ニ付テハ
商工大臣ノ承認ヲ受ケシムルコト

(7) 買取機關ハ毎月ノ資金ノ借入並ニ商品ノ買取及處分
ノ明細書ヲ翌月二十日迄ニ商工大臣ニ届出ヅルコト

二 買取機關ノ損失ノ算定

- (一) 買取機關ガ政府ノ補償ヲ受クベキ損失ハ左ノ通トスルコト
 - (1) 買取金額ト處分金額(實際ノ處分手取金ヨリ買取及處分ニ伴フ諸費用ヲ控除シタル金額)トノ差額買取及處分ニ伴フ諸費用トハ倉敷料、保險料、運搬費、通信費、仲介料其ノ他直接處分ニ要スル費用ヲ謂フ
 - (2) 買取資金ニ對スル利子
 - (3) 買取機關ハ本事業ニ依ル收支ヲ別途ニ計理シ商工大臣必要アリト認メタルトキハ隨時之ガ検査ヲ行フコト
- 三 政府ノ損失補償
 - (一) 政府ハ買取機關トノ間ニ豫メ包括的ニ損失補償契約ヲ締結スルコト
 - (二) 政府ノ損失補償金額ノ限度ハ差當リ總額ヲ二千萬圓トスルコト
 - (三) 買取機關ノ政府ニ對スル損失補償ノ請求ハ六月毎ニ之ヲ爲スモノトスルコト
- 四 買取資金ノ融通
 - 買取機關ガ買取資金ノ融通ヲ受ケントスル場合ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケシムルコト

- 五 本制度ハ昭和十六年六月二十四日ヨリ之ヲ實施スルコト
- 六 本制度ハ昭和十六年二月十日以降ニ於テ輸出契約ノ成立シタルモノニ付適用セシムルコト

第十三章 桑皮關係

●桑皮配給統制規則

和十七年二月十七日農林省令第一七號

蠶絲業統制法施行令第五條ノ規定ニ依リ桑皮配給統制規則左ノ通定ム

- 第一條 養蠶業者ハ其ノ生産ニ係ル桑皮ヲ日本蠶絲統制株式會社以外ノ者ニ販賣(販賣ノ委託ヲ爲ス場合ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 農林大臣ノ指定シタル者ニ販賣スル場合
 - 二 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合
 - 三 其ノ他農林大臣ノ指定シタル場合
- 養蠶業者ノ爲ス桑皮ノ出荷ハ養蠶業組合ノ統制ニ依ルベキモノトス

第二條 前條第一號ノ農林大臣ノ指定シタル者ハ其ノ買取
 第一編 蠶絲業法規 桑皮配給統制規則 桑皮配給統制規則第一條第一項第一號及第二條第一項但書ノ規定ニ依ル指定ノ件 二三九

ケ(賣渡ノ委託ヲ受ケタル場合ヲ含ム以下同ジ)タル桑皮ヲ日本蠶絲統制株式會社以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ但シ農林大臣ノ指定シタル場合又ハ日本蠶絲統制株式會社ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ前項但書ノ規定ニ依リ日本蠶絲統制株式會社以外ノ者ニシテ桑皮ヲ買取ケタル者ハ日本蠶絲統制株式會社ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外當該桑皮ヲ日本蠶絲統制株式會社以外ノ者ニ販賣スルコトヲ得ズ

第三條 日本蠶絲統制株式會社ハ桑皮ノ配給計畫ヲ樹テ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

附 則
 本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

●桑皮配給統制規則第一條第一項第一號及第二條第一項但書ノ規定ニ依ル指定ノ件

昭和十七年二月二十五日農林省告示第九五號

第一編 蠶絲業法規

桑皮配給統制規則施行ニ關スル件

二四〇

桑皮配給統制規則第一條第一項第一號及第二條第一項但書ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

第一條 第一項第一號ノ農林大臣ノ指定シタル者

一 販賣組合

第二條 第一項但書ノ農林大臣ノ指定シタル場合

一 販賣組合ガ其ノ所屬スル販賣組合聯合會ニ販賣スル場合

規則ヲ制定來ル三月一日ヨリ施行スルコトト相成候處之ガ實施ハ左記各項ニ依ルコトト致度候條御諒知ノ上關係團體ヲ指導督勵シ桑皮生産配給ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

一、全國養蠶業組合聯合會（以下全養聯ト稱ス）ハ毎年豫メ其ノ系統團體ヲ通ジ桑皮生産見込數量ヲ取纏ムルコト
二、日本蠶絲統制株式會社（以下統制會社ト稱ス）ハ全養聯及桑皮消費者團體ト協議ノ上桑皮ノ生産並配給ノ計畫ヲ樹ツルコト

三、全養聯ハ右ノ生産計畫ニ基キ其ノ系統團體ヲ通ジ生産數量ノ割當ヲ行ヒ桑皮ノ生産及其ノ出荷ハ養蠶業組合ノ統制ニ從ヒ之ヲ行フコト

四、集荷セラレタル桑皮ハ地方ノ實情ニ應ジ販賣組合ニ於テ之ヲ買入レ系統産業組合ヲ通ジ統制會社ニ販賣スルカ又ハ養蠶業團體ノ斡旋ニ依リ直接統制會社ニ販賣スルコトヲ得ルモノトスルコト

五、特別ノ事情ニ依リ地方長官規則第一條第一項第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ爲サントスルトキハ豫メ本省ト打合ノ上之ヲ行フコト

●桑皮配給統制規則施行ニ關スル件

昭和十七年二月二十六日一七號局第四一五號知事宛蠶絲局長通牒

現下ノ纖維事情ニ鑑ミ雜纖維原料トシニ近來頓ニ重要性ノ加ヘ來レル桑皮ノ生産ノ増強並ニ其ノ配給ノ適正ヲ期スル爲今般蠶絲業統制法ニ基キ農林省令第十七號桑皮配給統制

第二編 關係諸法規

●國家總動員法

昭和十三年四月一日法律第五五號
昭和十四年四月法律第六八號改正
昭和十六年三月法律第一九號改正

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、食料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資

第二編 關係諸法規 國家總動員法

六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ
一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保算ニ關スル業務

二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務

五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
六 國家總動員上必要ナル試驗研究ニ關スル業務
七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務

八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務

二四一

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登錄實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用シムルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下ゲ

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出稅若ハ輸入稅ヲ課シ又ハ輸出稅若ハ輸入稅ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メノ社債ノ募集ニ付商法第二百九十七條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

ルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受タルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併又ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止

ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ法人トス
第一項ノ定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢更ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原販ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇備若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇備主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際

トヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラルル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課稅標準ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ租稅ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産の給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付

シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戰時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補

償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅定ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受ノ價格ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 政府ハ第二十六條又ハ第二十八條ノ規定ニ依リ利益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受クル事業ヲ監督シ之ガ爲ニ必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十二條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

二 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

三 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

四 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管

理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者

七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者

第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ從事セザル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者

三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者

二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者

條三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

新聞紙ニ在リテハ編輯人以外ニ於テ實際編輯ヲ擔當シタル者及掲載ノ記事ニ署名シタル者亦前項ニ同ジ

第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ
第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四十四條 總動員業務ニ從事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同ジ

第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條ノ二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民

ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年五月勅令第三百十五號ヲ以テ同年同月五日ヨリ施行)

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

附則 (昭和十六年三月三日法律第十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年三月勅令第二百五號ヲ以テ同年同月二十日ヨリ施行)

會社經理統制令

昭和十五年十月十九日勅令第六八〇號
昭和十六年九月勅令第八五九號改正
昭和十六年十二月勅令第一二三四號改正

第一章 總 則

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

- 一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ荷モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト
- 二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト
- 三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト
- 四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金（出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ）二十萬圓以上ノ會社ハ每事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當（基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ）ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率
- 二 直前ノ事業年度ノ配當率

- 左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第一號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス
- 一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二ニ達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一（六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率）ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
- 二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六

- 三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲スル利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六
- 四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス

前二項ノ自己資本ハ閉令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得

- 一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルルトキ
 - 二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラルトキ
- 會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 合併ニ依リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會

第二編 關係諸法規 會社經理統制令

社又ハ合併後存續スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閉令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ

第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

- 一 資本金二十萬圓以上ノ會社
- 二 前號ニ規定スルモノヲ除ク外役員及社員ノ合計數常時三十人以上ノ會社

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

第二編 關係諸法規 會社經理統制令

一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者
二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ
會社ガ前號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二
條ノ勞務者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ
一 會社ニ雇傭セララル者
二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社
ノ業務ニ從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞
與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役
員又ハ會社ノ職務ノ對價トシテ支給スル金銭、物其ノ他
ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス
一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支
給スル給與ニシテ經費トシテ經理スルモノヲ謂フ但シ
左勤手當其ノ他第二十條各號ニ掲グル社員手當ニ準ズ
ル手當ヲ除ク)
二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依ル支
給スル給與ヲ謂フ)

三 退職金(會社ガ退職シタル役員ニシ對シ支給スル給
與ヲ謂フ)

四 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ但シ其ノ
役員報酬ノ合併金額ガ合併後存續スル會社ノ最高報酬
額ヲ超エザルトキヲ除ク

五 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第
七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年
度ノ役員報酬ナルトキ

第十三條 會社ハ毎事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントス
ル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未滿
ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上グ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキ
ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
一 法定賞與額(閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該
事業年度ノ純益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル
金額ヲ謂フ以下同ジ)

二 前期賞與額(直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞
與ノ合計金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ
事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ
依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同ジ)

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項
第二號ノ金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與

第二編 關係諸法規 會社經理統制令

與ヲ謂フ

四 臨時ノ給與(會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與
ヲ謂フ)

五 雜給與(前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員
ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ毎事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル
場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許
可ヲ受クベシ
一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ昭和十五年十
月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同
年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付支給シ
タル役員報酬又ハ本條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ
受ケタル役員報酬ノ事業年度毎ノ合計金額(當該事業
年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ニ付テハ閣令ノ定ム
ル所ニ依リ計算シタル金額)ノ中最モ多キ金額(以下
最高報酬額ト稱ス)ヲ超ユルトキ

二 昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群
島ニ在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業
年度ニ付役員報酬ヲ支給セザリトキ
三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百
分ノ百二十ニ相當スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ
七十ノ割合ニ達セザルトキハ決定賞與額ノ百分ノ七十
ニ相當スル金額

二 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又
ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルト
キハ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額

三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルト
キ又ハ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會
社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事
業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ第一號ノ規定
ニ拘ラズ法定賞與額ノ百分ノ七十ニ相當スル金額

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セン
トスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ
一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントス
ルトキ
二 閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準
則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セントスル

トキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外役員ニ對シ雜給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十七條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

- 一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固定給ヲ謂フ)
- 二 手當(基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ)
- 三 賞與(前二項ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ)
- 四 退職金(會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ社員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ)
- 五 臨時ノ給與(前四號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

第十八條 會社ハ開令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ得ズ但シ轉職者(前職ニ於テ役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ヲ受ケ居リタル者ヲ謂フ)又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケテ爲ス初任基本給料ノ支給ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 會社ハ開令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ基本給料ノ増加支給(以下昇給ト稱ス)ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 入營シタル社員(陸軍衛生部將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例第四條第一項若ハ陸軍技術部將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例第七條第一項ノ規定ニ依リ短期現役ニ服スル將校又ハ海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造船機科及造兵科士官現役期間特例第一條ノ規定ニ依リ短期間現役ニ服スル士官ト爲リタル者ヲ含ム)、召集セラレタル社員又ハ徵用セラレタル社員退營シ又ハ召集若ハ徵用ヲ解除セラレ會社ノ勤務ニ復シタル場合ニ於テ勤務ニ復シタル後一年以内ニ當該社員ニ付爲ス

昇給

二 基本給料ガ開令ノ定ムル金額ニ達セザル社員ニ付爲ス昇給ニシテ其ノ昇給後ノ基本給料ガ開令ノ定ムル金額ヲ超エザルモノ

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ外ノ依ル社員ニ對シ左ノ各號ニ掲グル手當ヲ支給スルコトヲ得ズ

- 一 在勤手當、僻地手當其ノ他特殊地域ニ在勤スルニ因リ支給スル手當
- 二 危険手當其ノ他生命、健康等ニ關シ危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ從事スルニ因リ支給スル手當
- 三 居殘手當、宿直手當其ノ他特定ノ追加勤務ニ對シ支給スル手當
- 四 開令ヲ以テ定ムル家族手當
- 五 食事手當又ハ被服手當
- 六 歩合ニ依リ支給スル手當
- 七 現物ヲ以テ支給スル手當

八 其ノ他開令ヲ以テ定ムル手當

第二十一條 會社ガ每賞與期間ニ付社員ニ對シ支給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間中ニ於ケル支給總額トノ合計金額ハ開令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ開令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エテ支給スル金額ニ付テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ賞與期間ハ開令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十三條 會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數當時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社

ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社ニシテ本令施行後第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、役員退職金、第二十條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルトコトヲ得

第二十七條 (削除)
第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

第四章 經費及資金

第二十九條 昭和十六年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)現在ニ於テ資本金百萬圓以上ノ會社(第二項後段ノ會社ヲ除ク)ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下機密費等ト稱ス)ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

昭和十六年九月十七日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十月一日)以後設立(合併ニ因リ設立ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加(合併ニ因リ資本増加ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社又ハ同年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)以前設立セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後若ハ資本増加後決算確定シタル事業年度ナキ會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ定メ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ
資本金百萬圓以上ノ會社ハ機密費等ノ基準月額ヲ増額セ

ントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ資本金百萬圓以上ノ會社ニ對シ機密費等ノ基準月額ヲ減額スベキコトヲ命ズルトコトヲ得

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前五項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依立リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條ノ二 資本金百萬圓以上ノ會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ毎事業年度ニ於ケル寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下寄附金等ト稱ス)ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ
前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ寄附金等ヲ支出セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前二項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ機密費等、寄附金等、福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)又ハ研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
一 有價證券ノ取得又ハ處分

二 特許權、鑛業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分
三 資金ノ貸付又ハ借入

主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得
前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ
非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ
爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必
要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ
必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利
益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ
規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所
ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セ
シムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合
ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借
對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベ
シ

第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二
十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三
十七條若ハ第三十八條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ニ關ス
ル處分若ハ指定命令若ハ制限ニシテ事案ノ重要ナルモノ
又ハ前條ノ規定ニ依ル制限ノ解除若ハ義務ノ免除（第三
十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノヲ除ク）ハ會社經
理審査委員會ノ議ヲ經ベシ

會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分若ハ
指定ニシテ事案ノ重要ナルモノ又ハ第三十八條ノ四ノ規
定ニ依ル制限ノ解除ニシテ第三十三條ノ規定ニ依ル制限
ニ關スルモノハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査
委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當
スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣
トス

- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當
該會社ヲ監督スル所管大臣
- 二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業
法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ閣令ノ定ムル所ニ依
リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要
ナル帳簿ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對
シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズ
ルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指
定シテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズ
ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケ
タル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケ
タル後ニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第六章 雜則

第三十八條ノ二 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本
令ニ基ク制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會
社、事項及期間ヲ定メテ本令ニ基ク制限ヲ解除シ又ハ本
令ニ基ク義務ヲ免除スルコトヲ得

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、

業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅
令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ
營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法、又ハ造船事業法ノ適
用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣但
シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル
事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ逓信大臣及商工大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ
受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四
號ニ掲ゲル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所
管大臣及大藏大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ指定
ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣
大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、
第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二

十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三
十七條、第三十八條又ハ第三十八條ノ四ノ規定ノ施行ニ
關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大藏大臣ハ財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニシタル行為ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄、會社職員與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行為ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當ガ會社利益配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配

當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本金增加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本金増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十二條 第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

二六二

シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第三條第二項第一號及第四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ亦之ヲ適用ス

附則 (昭和十六年勅令第八百五十九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付同項第一號ニ掲グル支出ノ豫定額ヲ報告シタル會社ガ當該事業年度ニ於テ其ノ豫定額ノ範圍内ニ於テ爲ス機密費等ノ支出ニハ第二十九條第五項ノ改正規定ハ之ヲ適用セズ

本令施行前會社ガ從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付爲シタル同項第二號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告ハ之ヲ第二十九條ノ第二項ノ改正規定ニ依リ爲シタル報告ト看做ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (昭和十六年十二月二十六日勅令一二三四號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●會社經理統制令施行規則

昭和十五年十月十九日勅令第一三號
昭和十六年九月九日勅令第二〇號改正
昭和十六年十二月九日勅令第三〇號改正
昭和十七年一月九日勅令第四號改正
昭和十七年二月九日勅令第四號改正

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令 (以下單ニ令ト稱ス) 第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越缺損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定前課税ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産償却ノ累計金額中課税上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ

當該事業年度自己資本ニ加算スルコトヲ得

一 拂込資本金額

二 積立金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利益金額中利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及税金引當金ヲ除ク

三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

依ル許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依リ指定申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類並ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依リ許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ノ金額ハ其ノ事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ニ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ合計金額ヲ其ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

二六三

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第六條 令第十二條ノ規定ニ依リ役員報酬ノ支出ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第四號様式ニ依リ許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第七條 令第十三條第一項第一號ノ當該事業年度ノ純益金ハ當該事業年度ノ會社ノ決算上總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額トス

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ前項ノ總益金ニ算入セザルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル益金又ハ積立金ヨリ戻入レタル金額

二 額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額

三 合併ニ因リ生ジタル差益金

四 資本減少ニ因リ生ジタル差益金

左ノ各號ニ掲グル金額ハ之ヲ第一項ノ總損益ニ算入セザルモノトス

一 直前ノ事業年度ヨリ繰越シタル損金

二 會社ガ當該事業年度ニ於テ納付シタル又ハ納付スベ

キ法人税、臨時利得税、第一種所得税、第一種所得税附加税及法人税法施行規則第二十九條ニ規定スル租税當該事業年度ノ利益金處分ニ基キ資産償却ニ充テタル金額ハ之ヲ第一項ノ總損益ニ算入ス

第八條 令第十三條第一項第一號ノ割合ハ會社ノ當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ニ應ジ左ニ掲グル割合トス

拂込資本金二十萬圓以下ナルトキ

百分ノ一〇・四五

拂込資本金二十萬圓ヲ超エ三十萬圓以下ナルトキ

百分ノ九・三五

拂込資本金三十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナルトキ

百分ノ八・一〇

拂込資本金五十萬圓ヲ超エ七十萬圓以下ナルトキ

百分ノ七・四〇

拂込資本金七十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナルトキ

百分ノ六・七〇

拂込資本金百萬圓ヲ超エ百五十萬圓以下ナルトキ

百分ノ六・〇〇

拂込資本金百五十萬圓ヲ超エ二百萬圓以下ナルトキ

百分ノ六・〇〇

拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ

百分ノ二・四〇

拂込資本金五千萬圓ヲ超エ七千萬圓以下ナルトキ

百分ノ二・二五

拂込資本金七千萬圓ヲ超エ一億圓以下ナルトキ

百分ノ二・〇五

拂込資本金一億圓ヲ超エ一億五千萬圓以下ナルトキ

百分ノ一・八五

拂込資本金一億五千萬圓ヲ超エ二億圓以下ナルトキ

百分ノ一・六五

拂込資本金二億圓ヲ超エ二億五千萬圓以下ナルトキ

百分ノ一・五五

拂込資本金二億五千萬圓ヲ超エ三億圓以下ナルトキ

百分ノ一・四五

拂込資本金三億圓ヲ超エ四億圓以下ナルトキ

百分ノ一・四〇

拂込資本金四億圓ヲ超エ五億圓以下ナルトキ

百分ノ一・二五

拂込資本金五億圓ヲ超エルトキ

百分ノ一・二〇

拂込資本金五億圓ヲ超エルトキ

百分ノ一・〇〇

拂込資本金二百萬圓ヲ超エ三百萬圓以下ナルトキ

百分ノ五・五〇

拂込資本金三百萬圓ヲ超エ四百萬圓以下ナルトキ

百分ノ四・九五

拂込資本金四百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下ナルトキ

百分ノ四・五五

拂込資本金五百萬圓ヲ超エ七百萬圓以下ナルトキ

百分ノ四・三〇

拂込資本金七百萬圓ヲ超エ千萬圓以下ナルトキ

百分ノ三・九〇

拂込資本金千萬圓ヲ超エ二千萬圓以下ナルトキ

百分ノ三・五五

拂込資本金二千萬圓ヲ超エ二千五百萬圓以下ナルトキ

百分ノ三・一五

拂込資本金二千五百萬圓ヲ超エ三千萬圓以下ナルトキ

百分ノ二・九〇

拂込資本金三千萬圓ヲ超エ四千萬圓以下ナルトキ

百分ノ二・七五

拂込資本金四千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下ナルトキ

百分ノ二・六〇

第九條 令第十三條第一項第二號ニ於ケル當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於ケル金額ハ直前ノ事業年度ニ付支出シタル役員賞與ノ合計金額ヲ直前ノ事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十條 令第十三條第一項ノ規定ニ依リ役員賞與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條 令第十四條第一號ノ限度ハ會社ガ退職金ヲ支給セントスル當該退職役員ニ對シ其ノ退職前一年間ニ支給シタル報酬金額ニ當該退職役員ノ在職年數(會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數)ノ二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ年數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一年未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一年トス

第十二條 令第十四條第二號ノ規定ニ依リ役員ノ退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第六號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ主務大

臣ノ許可ヲ受ケタル役員ノ退職金ノ準則ヲ變更セントスル會社ニ付亦同ジ

第十三條 令第十四條ノ規定ニ依リ退職シタル役員ニ對スル退職金ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第七號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 令第十五條ノ規定ニ依リ役員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額(年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三十、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ)トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額

二 轉職者ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百十二ニ相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユ

第十七條ノ二 令第十九條第二項第二號ノ金額ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額トシタル金額トス

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月三圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 滿六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 滿十八歳未滿ノ直系卑屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

四 不具癡疾者ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

第二十條 令第二十條第八號ノ手當ハ左ノ各號ニ掲グル手當トス

一 傷病手當

ルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十六條ノ二 令第十八條ノ規定ニ依リ轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ二ノ様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九條ノ限度ハ各昇給期ニ於ケル昇給該當者(令第十九條第二項各號ノ昇給該當者ヲ除ク以下同ジ)ノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ十五日ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

- 二 休職者ニ對スル手當
 - 三 應召者又ハ入營者ニ對スル手當
 - 四 集束手當、出納手當、出札手當等金錢取扱ニ對スル手當
 - 五 特殊地域通勤手當
 - 六 交通業ニ從事スル社員ニ對スル無事故手當又ハ乗務手當
 - 七 電力供給業又ハ瓦斯供給業ニ從事スル社員ニ對スル電力又ハ瓦斯ノ盗用防止手當
 - 八 保險料ノ補給
 - 九 繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設又ハ便益
 - 十 其ノ他前各號ニ準ズルモノ
- 第二十一條** 令第二十一條第一項ノ限度ハ會社ガ當該賞與期間ニ於テ社員ニ支給シタル基本給料ノ合計金額ノ四分ノ三ニ相當スル金額トス
- 第二十二條** 令第二十二條第一項ノ賞與期間ハ各事業年度ノ期間トス但シ會社ガ之ト異ル期間ヲ定メテ主務大臣ニ届出デタルトキハ其ノ期間ニ依ル
- 第二十三條** 前條但書ノ届出ハ本令施行ノ際令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ本令施行後三十日以内

ニ、其ノ他ノ會社ニ在リテハ令第三章ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル後三十日以内ニ別表第十一號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

會社ハ前條ノ賞與期間ヲ變更セントスルトキハ別表第十號様式ニ依ル届書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十四條 令第二十一條第一項但書ノ場合ハ左ノ各號ニ掲グル場合トス

- 一 當該賞與及手當ノ合計金額中令第二十一條第一項ノ限度ヲ超ユル部分ヲ左ノ方法ニ依リ支出スルトキ但シ其ノ超過金額ハ當該賞與期間中ニ於ケル基本給料ノ支出總額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

(甲) 國債證券、貯蓄債券報國債券ヲ以テ支給シ又ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ト爲サシメ當該會社ニ於テ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ金錢信託ノ通帳若ハ證書ヲ本人又ハ家族ノ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ヲ生ジタル場合ノ外當該社員ノ退職ニ至ル迄保管スルモノ

(乙) 當該會社ニ於ケル國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ル貯蓄(國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ買入又ハ郵

- 便貯金、銀行ヘノ預金若ハ信託會社ヘノ金錢信託ニシテ組合規約ノ定ムル所ニ依リ當該國債證券、貯蓄債券若ハ報國債券ノ賣却又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ信託シタル金錢ノ拂戻ニ付組合長ノ承認ヲ要スルモノニ限ル)ト爲サシムルモノ
- (丙) (甲)又ハ(乙)ニ規定スルモノノ外主務大臣ノ承認ヲ受ケタル方法
- 二 主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 前項第一號(丙)ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第十二號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
- 第二十五條** 前條第一項第二號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
- 第二十六條** 令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十四號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
- 第二十七條** 令第二十三條ノ規定ニ依ル社員ニ對スル臨時ノ給與ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十五號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出ス

第二十八條 令第二十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二十九條 令第二十四條第二項ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十條 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與、社員手當又ハ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十六號様式、第十七號様式又ハ第十八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三章 經費及資金

第三十一條 令第二十九條第一項ノ基準月額トハ昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度二以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度)ニ於テ支出シタル機密費等ノ合計金額ヲ其ノ二事業年度(同日以前決算確定シタル事業年度二以

上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ月數ヲ以テ除シテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

令第二十九條第一項ノ規定ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ昭和十六年十月十六日迄ニ別表第十九號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十二條 令第二十九條第二項ノ規定ニ依リ機密費等ノ

基準月額ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベキ會社ハ昭和十六年九月十七日以後設立セラレタル會社又ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社ニ在リテハ其ノ設立又ハ合併後、資本増加又ハ合併ニ因リ資本百萬元以上ト爲リタル會社ニ在リテハ其ノ資本増加又ハ合併後三十日以内ニ、同月十六日以前設立セラレタル會社若ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ資本増加若ハ合併ニ因リ資本百萬元以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後、資本増加後又ハ合併後決算確定シタル事業年度ナキ會社ニ在リテハ同年十月十六日迄ニ別表第二十號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十三條 令第二十條第三項ノ規定ニ依リ機密費等ノ

變更シタル豫定額ヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル金額ト看做ス

第三十四條ノ三 令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ報

告額ヲ超ユル寄附金等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十三號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十五條 資本金二十萬圓以上ノ會社ハ左ノ各號ノ一ニ

該當スルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 額面總額五萬圓以上ノ外國ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ
- 二 株數二萬株以上ノ株式ヲ取得シ又ハ處分セントスルトキ

三 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ取得セントスルトキ

四 株式ノ取得ニ因リ會社ノ現ニ所有スル株式ト合シテ一會社ノ株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スルニ至ルベキトキ

五 一會社ノ總株數ノ三分ノ一以上ニ相當スル株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該株式ノ處分ニ因リ會社ノ所有ス

基準月額ノ増額ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十四條 令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ同項ニ規定

スル金額ヲ超ユル機密費等ノ支出ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十一號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三十四條ノ二 令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ寄

附金等ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベキ會社ハ每事業年度開始ノ三十日前迄（設立又ハ合併ニ因ル設立後最初ノ事業年度ニ在リテハ其ノ事業年度開始後三十日以内）ニ別表第二十二號様式ニ依ル報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ但シ昭和十六年八月十九日以後同年十一月十六日以前ニ開始スル事業年度（同年九月十七日以後ノ設立又ハ合併ニ因ル設立後最初ノ事業年度ヲ除ク）ニ關スル報告書ハ同年十月十六日迄ニ之ヲ提出スベシ

會社ガ前項ノ報告ヲ爲シタル後當該事業年度終了前他ノ會社ヲ合併シタル爲寄附金等ノ豫定額ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於テ合併後三十日以内ニ變更シタル豫定額ヲ別表第二十二號様式ニ依リ主務大臣ニ報告シタルトキハ其

ル株數ガ當該會社ノ總株數ノ三分ノ一以下トナルベキトキ

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セララルル會社ノ株式ノ引受ヲ爲サントスルトキ
- 二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ發起人トシテ株式ノ引受ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ資本設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該資本増加ニ依ル株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

四 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ合併ノ認可ヲ受ケタル會社ノ株式ヲ所有スル場合ニ於テ當該合併ニ因リ合併ニ因リテ設立シタル會社又ハ合併後存續スル會社ノ株式ノ割當ヲ受ケタルトキ

五 合併ニ因リ自己ノ株式ヲ取得スルトキ

六 株式ノ消却ヲ爲ス爲ス自己ノ株式ヲ取得スルトキ

七 債權ノ實行ニ因リ會社ガ當該債權ノ擔保タル株式ヲ

取得スルトキ

八 株式ノ取得又ハ處分ニ付特別ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可、許可若ハ承認ヲ受ケ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ株式ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

九 清算中ノ會社ガ株式ヲ處分スルトキ

會社ハ其ノ株式總數ノ半數以上ヲ所有スル株主タル他ノ會社ノ株式ヲ取得セントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項及前項ノ規定ハ左ノ各號ニ掲グル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ

一 銀行

二 信託會社

三 保險會社

四 無盡會社

五 有價證券引受業法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社

六 有價證券取締法第一條ノ規定ノ適用ヲ受クル會社

七 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所

八 有價證券ノ賣買取引ヲ業務トスル取引所ノ會員又ハ取引員タル會社

九 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社

第三十六條 前條ノ規定ニ依リ株式ノ取得又ハ處分ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十四號様式ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表

三 會社ノ所有スル有價證券ノ種類、數量及價額ニ關スル明細書

第三十七條

資本金二十萬圓以上ノ會社ハ特許權、鑛業權

又ハ漁業權(以下無體財產權ト總稱ス)ヲ取得シ又ハ處

分セントスルトキハ令第三十三條第一項ノ規定ニ依リ主

務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場

合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 取得シ又ハ處分セントスル無體財產權ノ價額ガ一件

五萬圓未滿ナルトキ

二 臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依リ會社ノ設立、資

本増加又ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付行政官廳ノ認

可又ハ許可ヲ受ケタル場合ニ於テ當該拂込株金、出資

金又ハ現物出資ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ

三 社債收入金ニ依リ無體財產權ヲ取得スルトキ

四 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳

ノ命令ニ依リ無體財產權ヲ取得シ又ハ處分スルトキ

五 行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケ又ハ行政官廳

ノ命令ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サン

トスル場合ニ於テ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良

ヲ爲スニ付必要ナル無體財產權ヲ取得スルトキ

六 清算中ノ會社ガ無體財產權ヲ處分スルトキ

前項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三十八條

前條ノ規定ニ依リ無體財產權ノ取得又ハ處分

ニ付許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第二十五號様式ニ依

リ許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣

ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

二 最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表

三 無體財產權ノ取得ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支

目論見書

第三十九條 令第三十三條第三項ノ規定ニ依リ資金ノ借入

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

四 會社ノ現在ノ借入金ノ借入先、種類、金額、用途其ノ他ニ關スル明細書

第四章 諸 報 告

第四十條

資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓

未滿ノ相互會社ハ本令施行後十五日以内ニ別表第二十七

號様式ニ依リ會社概況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

前項ニ於テ本令施行後十五日以内トアルハ本令施行後設

立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタ

ル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二

十萬圓以上トナリタル會社ニ依リテハ設立、合併又ハ資

本増加後三十日以内トス

第四十一條

本令施行ノ際現ニ資本金十五萬圓以上二十萬

圓未滿ノ會社（相互會社ヲ除ク）ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十八號様式ニ依ル會社概況報告書ニ最終ノ貸借對照表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ
前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ每事業年度ノ決算確定後三十日以内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ
前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書
 - 二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金及給與狀況調書
 - 三 別表第三十三號様式ニ依ル特殊支出調書
 - 四 財産目錄、貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類
- 第四十三條ノ二** 左ノ各號ニ掲グル許可又ハ承認ニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令第二條第一項前段ノ期間ハ之ヲ十日トス
- 一 令第二十四條第二項ノ規定ニ依ル承認ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スルモノ
 - 二 令第二十五條ノ規定ニ依ル許可ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ニ關スルモノ
- 第四十四條** 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ屆書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得
- 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ

定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第四十五條 本令（第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク）ニ依リ會社ノ提出スベキ申請書、報告書又ハ屆書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成シ會社ノ本店又ハ主たる事務所所在地ヲ所轄スル財務局出張所ヲ經テ提出スベシ

一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

二 令第四十一條第一項第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣ノ數ニ相當スル通數作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣（同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣二以上アルトキハ會社ノ營業ノ中主たるモノニ關スル主務大臣）ニ直接提出スベシ

三 前號ノ場合ヲ除クノ外銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、取引所及有價證券引受業法ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

四 前三號ニ掲グル會社以外ノ會社ニシテ資本金五百萬圓以上ノモノ又ハ主務大臣ノ指定シタルモノハ之ヲ二

通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

五 前四號ニ掲グル會社以外ノ會社第三十一條乃至第三十四條ノ三ノ規定ニ依リ報告書又ハ申請書ヲ提出セントスルトキハ之ヲ三通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十六年九月閣令第二十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附則（昭和十六年十二月閣令第三〇號）

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十七年一月閣令第一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和十七年二月閣令第四號）

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

標準	基本	給料	月額	額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓	二	月	額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル業務者	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓	二	月	額
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓	二	月	額
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル業務者	五十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ五十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ五十圓	二	月	額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	四十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十圓	二	月	額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル業務者	三十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十圓	二	月	額
中學校令ニ依ル中學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十圓	二	月	額
高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ十四圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ十四圓	二	月	額
國民學校令ニ依ル國民學校高等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ十一圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ十一圓	二	月	額
國民學校令ニ依ル國民學校初等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ十圓ニ卒業後ノ年數一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ十圓	二	月	額

別表 第一號様式ノ一(第二條)

利益配當許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)	擔當者氏名		
昭和 年 月 日	電 話 番 號			
會社ノ營業主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)			
當該利益配當ノ第 期 自 至	當該利益配當支拂開始豫定期日			
當該事業年度	豫定配當率(7)	申請ノ事由(t1)		
	豫定配當金(7)			
	自己資本(8)			
	一號配當率(9)			
	二號配當率(10)			
當該事業年度及其ノ前三事業年度ノ業績概要		當該事業年度ニ於テ政府ヨリ受ケタル補助金・補給金・損失補償金其ノ他ノ交付金		
區分	期別	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
	平均拂込資本金(12)			
	利益率(13)			
	配 當 率			
	留保率(14)			
會社ノ歴史ノ(15)		備 考		
其ノ他ノ事項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第四號様式ノ二(第六條)

事業年度	事業年度		第 期 自 至	第 期 自 至	其ノ他 參考事項	
	最近事業年 自 至	事業年度				
當該事業年度前終了シタル最近ノ三 (15)	區 分					
	平均拂込資本金					
	役 員 數					
	役 員 給 與	報 酬 總 額				
		賞 與 總 額				
		雜 給 與 總 額				
		臨時ノ給與總額				
		計				
	施行規則第七條ノ純益金					
	法定賞與額					
	配 當 率					
	會社名					
	合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二 (16)	區 分				
		平均拂込資本金				
		役 員 數				
役 員 給 與		報 酬 總 額				
		賞 與 總 額				
		雜 給 與 總 額				
		臨時ノ給與總額				
		計				
施行規則第七條ノ純益金						
法定賞與額						
配 當 率						
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役 員及役員報酬比較對照 (17)						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第四號様式ノ一(第六條)

役員報酬支給許可申請書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		印		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
當該報酬ノ屬ス ル事業年度 (7)		第 期 自 至	年 月 日現在	役員數(8) 社員數(8)	
申請報酬額(9)		會社ノ定ニ依ル 最高限度額 (10)			
不要許可額(11)		不要許可額ノ屬 スル事業年度(12) 第 期 自 至			
報 酬 支 給 内 譯 (13)	區 分	當 該 事 業 年 度	不要許可額ノ屬スル事業年度		
	役 名	員 數 金 額 貯 蓄 額	員 數 金 額 貯 蓄 額		
	計				
備 考 (社員兼務役員) ノ社員給與					
申請ノ事由 (14)					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第五號様式ノ二(第十條)

區分	事業年度	當該事業年度	第一期		第二期		第三期	
			自	至	自	至	自	至
平均拂込資本金								
役員數								
役員給與	報酬總額							
	賞與總額							
	雜給與總額							
	臨時給與總額							
計								
施行規則第七條ノ純益金								
法定賞與額								
配當率								
(14)								
會社名								
區分	事業年度	第一期	第二期	第三期	第四期	第一期	第二期	第三期
平均拂込資本金								
役員數								
役員給與	報酬總額							
	賞與總額							
	雜給與總額							
	臨時給與總額							
計								
施行規則第七條ノ純益金								
法定賞與額								
配當率								
(15)								
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照 (16)								
其ノ他參考事項								

(日本標準規格B5 182×257耗)

第五號様式ノ一(第十條)

役員賞與支給許可申請書						
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所 (1)					
	商號 (2)					
	資本金 (3)	(拂込) 圓				
	代表者氏名 (4)	㊟				
	電話番號	擔當者氏名				
	會社ノ設立年月日					
會社ノ營業主タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)					
當該賞與ノ屬スル事業年度	第一期自	至	賞與支給豫定期			
申請賞與額 (7)			會社ノ定ニ依ル最高限度額 (8)			
總益金ニ對スル申請賞與額ノ割合	同上ノ定ノ拔萃 (9)					
不要許可額 (10)	法定賞與額	算出ノ基礎				
	前期賞與額	算出ノ基礎				
	令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額	算出ノ基礎				
當該事業年度ノ純益金計算 (11)	會社ノ決算上ノ利益金		差引純益金			
賞與支給內譯 (12)	區分	當該事業年度		直前事業年度		
		役員數	金額	役員數	金額	貯蓄額
申事請ノ由 (13)						

(日本標準規格B5 182×257耗)

第七號様式(第十三條)

役員退職金支給許可申請書			
大臣 殿	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
会社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)		
退職金ノ支給ヲ受クル者	役 名		
	氏 名		
	年 齡		
	在職年數(7)		
	退職前一年間 ノ報酬支給額 不要許可額 (8)		
	申 請 額(9)		
	在職中ノ報 酬支給額(10)		
	在職中ノ賞 與支給額(10)		
支給ノ方法、時 期及支出科目(11)			
申請ノ事由 (12)			
其ノ他参考事項 (13)			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

二八七

第六號様式(第十二條)

役員退職金準則(變更)許可申請書				
大臣 殿	会社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)	(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)	印		
	電 話 番 號	擔當者 氏 名		
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日			
会社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)			
受給ノ資格者(7)	既往ノ實績(13)			
支給ノ條件(8)				
區分	退職役員氏名			
金額又ハ 割 合(9)	退職當時ノ役 名			
支給ノ方法(10)				
支給ノ時期				
最近 一年間ニ 於ケル 役員報酬	區分 役名	報 酬 員數金額	賞 與 員數金額	
	在 職	報 酬總額		
		賞與總額		
	中	報 酬總額 及賞與總 額ノ合計		
		金 額		
	支給シタル退	支給年月 日		
		其ノ他参考事 項 (14)		
	備 考(12)			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

二八六

第九號様式ノ一(第十六條)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

社員初任基本給料準則承認申請書				
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込)	圓
	代表者氏名(4)		⑩	
	電 話 番 號		擔當者 氏 名	
會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)		
經歷、技能、學歷	申請初任 基本給料	職 務(7)	現在人員(8)	現在人員ノ初 任基本給料(9)
申請ノ事由 (10)				
其ノ他参考事項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第八號様式(第十四條)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

役員臨時給與支給許可申請書					
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)		⑩		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會 社 ノ 營 ム 主 タ ル 事 業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
當該臨時ノ給與 ノ屬スル事業年 度	自 第 期 至	年 月 日現在	役員數(7)	社員數(7)	
申 請 額		支給豫定時期			
支 給 内 容 (8)	區 分 役 名 員 數	受 給 額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル 報 酬 賞 與		備 考
支給ノ方法及支 出科目 (9)					
申請ノ事由 (10)					
既往ニ於ケル類似ノ臨 時給與ノ支給年月日・ 金額及支給ヲ受ケタル 役員ノ職名及員數					
其ノ他参考事項					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十號様式ノ一(第十八條)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

社員昇給許可申請書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		圓
	代表者氏名(4)		⑩		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)			
許可昇給 ヲ受ケ ントス(7)	昇給金額	既昇 往給 一實 年蹟 間 ノ(8)	昇給期		
	昇給限度		昇給金額		
	昇給前ノ 基本給料		昇給前ノ 基本給料		
	昇給人員		昇給人員		
	昇給 豫定期				
區 分	昇 給 前		昇 給 後		員 數
	基本給料 月 額	一 人 當 均	基本給料 月 額	一 人 當 均	
昇給セザル者					
昇給該當者					
計					
申由 ノ事(9)					
其考 ノ事 他項					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第九號様式ノ二(第十六條ノ二)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

社員初任基本給料支給許可申請書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		圓
	代表者氏名(4)		⑩		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會社ノ營ム 主タル事業 (5)		工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)			
社員初任基本 給料ノ支給ヲ 受ケル者	役職名(7)				
	氏 名(8)				
	年 齡(9)				
	學 歷(10)				
	前 勤務先(11)				
	最後ニ受ケタ ル報酬又ハ基 本給料 (12)				
	特別ノ經歷 又ハ技能				
	申請初任基本給 料 (13)				
	前後比較 トノ對照 採用與(14)				
	其考 ノ事 他參				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十一號様式(第二十三條)

賞與期間(變更)届書					
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		
	代表者氏名(4)		Ⓜ		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會 社 ノ 營 ム 主タル事業 (5)		役 員 年 月 日現在(6)	社 員		
會社ノ定メ タル賞與期 間及支給期 (7)	期別	第一期	第二期	第三期	第四期
	區分				
	賞與期間				
	支給期				
變更前ノ賞 與期間及支 給期 (8)	賞與期間				
	支給期				
備 考 (9)					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十號様式ノ二(第十八條)

社員ノ學歷年齢別員數(10)											
學歷	年齢	二未	二以	二歲	三以	三歲	四以	四歲	五以	五歲	計
		十歲滿	十歲上	十以上	十歲上	十以上	十歲上	十以上	十歲上	十以上	
官立大學	技術										
	事務										
私立大學	技術										
	事務										
官立專門學校	技術										
	事務										
私立專門學校	技術										
	事務										
甲種工業學校	技術										
	事務										
乙種工業學校	技術										
	事務										
甲種商業學校	技術										
	事務										
乙種商業學校	技術										
	事務										
中學校	技術										
高等女學校	技術										
	事務										
國民學校高等科	技術										
國民學校初等科	技術										
其ノ他	技術										
計	技術										
計	事務										
備考											

(日本標準規格B5 182×257耗)

受給者ノ勤務場所(9)	申請ノ月ノ前月中ニ支給料 シタル受給者ノ基本給料
受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數(10)	支給料ノ月ノ前月以前ニ支給料 申請ニ受給者ノ合計額(12)
會社ノ社員數(11)	支給料ノ月ノ前月以前ニ支給料 申請ニ受給者ノ合計額(12)
支給ノ豫定期	當該ノ臨時ノ業與ノ度
支給ノ事由(13)	
支給ノ方法及支出科目(14)	
既往ニ支給ケル有無(15)	支給年月日 支給事由 支給員數 支給額(イ) 基本給料(ロ) (イ)/(ロ)ニ對スル割合

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十六號様式(第二十八條、第二十九條、第三十條)

報告申請書 承認申請 役員雜給與準則 制定變更許可申請	
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ所在場所(1)
	商 號(2)
	資 本 金(3) (拂込) 圓
	代表者氏名(4) 印
	電 話 番 號 擔當者氏名
會社ノ設立年月日	
會社ノ營ム主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受ケル有無(6)
轉給與ノ種類(7)	
標 準	
受給資格又ハ支給ノ條件(8)	
金 額、數 量 又 ハ 割 合 (9)	
支 給 ノ 時 期	
制 定 又 ハ 變 更 ス ル ノ 要 ア ル 事 由(10)	
報 告 又 ハ 申 請 ノ 時 ノ 受 給 人 員(11)	
備 考	

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十八號様式(第二十八條、第二十九條、第三十條)

報告書 承認申請書 社員退職金準則 制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4)		印
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)		
支給額ノ表(7)			
區 分	支條 給件 ノ(8)		
金額又ハ割合(9)			
支給方法 (10)		支給時期	
制定又ハ變更 スルノ要アル 事由 (11)			
備 考			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十七號様式(第二十八條、第二十九條、第三十條)

報告書 承認申請書 社員手當準則 制定變更許可申請			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4)		印
	電 話 番 號	擔 當 者 氏 名	
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)		
手當ノ種類(8)			
手當ノ名稱(9)			
區 分			
支給ノ條件 (10)			
金額、數量 又ハ割合(11)			
支給ノ時期			
制定又ハ變更ス ルノ要アル事由 (12)			
報告又ハ申請ノ 時ノ受給人員(13)			
備 考			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第二十號様式(第三十二條、第三十三條)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

承認申請書 機密費等基準月額増額許可申請					
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込)	圓	
	代表者氏名(4)		㊟		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日				
會社ノ營ム主 タル事業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
申請ノ日ノ屬 スル事業年度	第 期 自 至	會社ノ 經 歷 (7)			
申請基準月額 (8)					
申請當時ノ基 準月額 (9)					
申事 請由ノ(10)					
支店及 其ノ 工場 所在地 (11)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地	
合社終 前ノ事 業各 前年 最度 會(12)	會 社 名				
	事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
	基準月額				
	期末拂込 資 本 金				

(日本標準規格B5 182×257耗)

三〇五

第十九號様式(第三十一條)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

機密費等基準月額報告書						
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		(拂込)	圓		
	代表者氏名(4)		㊟			
	電 話 番 號		擔當者 氏 名			
	會 社 ノ 設 立 年 月 日					
會社ノ營ム主 タル事業 (5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)				
昭算 和決 定シ 十六 年九 月十 六日 以前 最終 ニ決 (7)	事業年度		第 期 自 至	第 期 自 至	基準月額(8)	基準月額算 出ノ基礎(9)
	機 密 費					其 ノ 他 參 考 事 項
	交 際 費					
	接 待 費					
	廣 告 宣 傳 費					
	其 ノ 他					
	計					
	期末拂込資本金					
支店 其ノ 工場 所在地 及(10)	名 稱	所 在 地	名 稱	所 在 地		

(日本標準規格B5 182×257耗)

三〇四

第二十二號様式(第三十四條ノ二)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

寄附金等支出豫定額(變更)報告書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓
	代表者氏名(4)		㊟
	昭和 年 月 日	電 話 番 號	擔當者 氏 名
會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)		
支 出 豫 定 額		豫定額ノ屬スル 事業年度(8)	第 期 自 至
支 主 出 ナ 豫 ル 定 モ 額 ノ 中 (7)	寄 附 先	金 額	寄附ヲ爲スノ要アル事由(9)
區 分	事業年度 豫定額ノ屬ス ル事業年度(8)	報告ノ日ノ屬 ス事業年度(10)	其ノ他參考事項(12)
經 理 ノ 方 法	經 費 支 出		
	利 益 金 處 分		
	其ノ他 (11)		
	計		

(日本標準規格B5 182×257耗)

三〇七

第二十一號様式(第三十四條)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

機密費等基準月額超過支出許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓
	代表者氏名(4)		㊟
	昭和 年 月 日	電 話 番 號	擔當者 氏 名
會 社 ノ 設 立 年 月 日			
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)		
當該事業年度	第 期 自 至	不要許可額(8)	
申 請 額(7)		同 上 算出ノ基礎(9)	
基 準 月 額			
申 請 額 ノ 内 譯 (10)	機 密 費	申 請 ノ 事 由 (11)	
	交 際 費		
	接 待 費		
	廣 告 費		
	其ノ他		
計			
當 前 該 二 事 業 年 度 度	事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至
區 分			其ノ他參考事項
機密費等ノ支出實蹟			
期末拂込資本金			
利 益 率 (12)			

(日本標準規格B5 182×257耗)

三〇六

日本標準規格B4(257 x 364粘)

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

三〇九

許可申請書

本店ノ所在場所
商 號
代 表 者 ㊦

資 本 金
拂込資本金
電 話 番 號 (擔當者)

取得、處分セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項	申請者ニ關スル事項
商 號	事 業 ノ 概 要 (13)
住 所	
資本金(内拂込)	
最近配當率	
申請者ノ所有株數及所有率 (8)	
申請者ヨリノ借入金現在高	
申請者ニ對スル貸付金現在高	
申請者トノ關係 (9)	
主タル事業 (10)	所有株式總額 (14)
生産高又ハ賣上高 (11)	昭和年月直前事業日現在(15)年度末
株式取得ニ要スル資金ノ調達方法	子會社及親會社ノ株式 (16)
株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途 (12)	其ノ他ノ株式
	合 計
	其ノ他參考事項(17)(18)

第二十三號様式(第三十四條ノ三)

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

三〇八

寄附金等豫定超過支出許可申請書

大臣 股	會社ノ本店ノ所在場所 (1)	
	商 號(2)	
	資 本 金(3)	(拂込) 圓
	代表者氏名(4)	㊦
	電 話 番 號	擔當者氏名
昭和 年 月 日	會 社 ノ 設 立 年 月 日	
會社ノ營ム主タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)	
支出ノ屬スル事業年度	第 期 自 至	
申 請 額(7)	不 要 許 可 額(8)	
寄附金ノ種類(8)	豫定額(10)	豫定超過額 計
		豫定額ヲ超エテ支出ヲ爲スノ要アル事由
計		
經理ノ方法	經費支出	
	利益金處分	
	其ノ他(11)	
其參考事項		

(日本標準規格B5 182 x 257粘)

日本標準規格B4 (257 x 364箱)

許可申請書

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

本店ノ所在場所 商 號 代 表 者	資 本 金 拂込資本金 電 話 番 號 (擔當者)	
讓 讓	受 渡	先 先
氏名又ハ商號	住 所	申請者トノ關係
無體財産權ノ取得ニ要スル資金ノ調達方法 無體財産權ノ處分ニ因リテ得タル代リ金ノ用途		
申請者ノ營ム事業ノ概要		
其ノ他參考事項(4)(5)		

第二十四號様式(第三十六條)

株 式 取 處 得 分

大藏大臣 殿
商工大臣 殿

昭和 年 月 日提出

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

取 處 分 セ ン ト ス ル 株 式 ニ 關 ス ル 事 項			
銘 柄(1)			合 計
一株ノ額面金額			
一株ノ拂込金額			
取 處 分 ノ 數 量			
取 處 分 ノ 價 額(2)			
株 式 總 數 = 對 ス ル 割 合 (3)			
會 社 ノ 記 帳 價 額 (4)			
取 得 處 分 ノ 方 法(5)			
讓 受 先 = 關 ス ル 事 項 (6)			
氏名又ハ名稱	住 所	申請者トノ關係 (7)	取得スル株式及數量 處分
取 處 分 ト ス ル 事 由			

日本標準規格B4 (257×364純)

許可申請書

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

三一三

本店ノ所在場所
商 號
代 表 者

資 本 金
拂込資本金
電 話 番 號 (擔當者)

スル事項(9)	申請者ニ關スル事項	
(拂込資本金)	事業ノ概要	
	資産及資本構成(10)	
	昭和年 月 日現在	直前事業年度末
	固定資産	
	流動資産	
	投資資産	
	其ノ他	
	株主資本	
	外部資本	
	固定資産ノ株主資本ニ對スル割合	%
	借入金ノ總額(11)	
	昭和年 月 日現在	直前事業年度末
	金融機關ヨリノ借入金(12)	
	其ノ他	
	合計	
考事項	主務大臣ノ指定ヲ受ケタル借入金ノ限度	

第二十五號様式(第三十八條)

特 許 權 取 得 分
鑛 業 權 處 分

大藏大臣 殿
商工大臣 殿

昭和 年 月 日提出

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

三一三

取得セントスル無體財産權		
種 類(1)	無體財産權ノ内容(2)	取得分ノ價額
無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要(3)		
取得分ヲ必要トスル事由		

資 金 借 入

第二十六號樣式(第三十九條)

大藏大臣 股
商工大臣 股

昭和 年 月 日提出

借入ニ關スル事項		借入先ニ關	
借入先ノ氏名又ハ名稱(1)		住 所	
借入金額(1)(2)		資 本 金	
借入ノ時期		最近ノ事業年度ニ於ケル利益金及配當率	
借入ノ方法(1)(2)		申請者トノ關係	
利 率		事業ノ概要	
返済ノ時期及返済ノ方法(3)			
擔保其ノ他ノ條件(4)			
借入金ノ使途(5)(6)(7)(8)		借入ヲ必要	
事業設備資金ノ借入ナルトキハ設備ノ新設擴張又ハ改良ニ關スル許可ノ有無及許可ノ年月日		其ノ他參	

第二十七號樣式(第四十條)

會社ノ營業主タル事業(5)										會社概況報告書(甲)									
大臣 股					昭和 年 月 日					會社ノ本店ノ場所(1)					會社ノ設立年月日				
商 號(2)					資本金(3)					代表者氏名(4)					電話番號				
區 分					男					女					計				
機 關					其ノ他					擔當者名					擔當者名				
社 員					技 術 者					事 務 者					囑託者等(8)				
役員其ノ他從業者數()										年 月 日現在(7)									

第二十八號様式(第四十一條)

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

會社概況報告書(乙)										
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)									
	商 號(2)									
	資 本 金(3)		(拂込)		圓					
	代表者氏名(4)									
	電 話 番 號		擔當者 氏 名							
會 社 ノ 設 立 年 月 日										
會社ノ營ム主 タル事業(5)			工場又ハ事業場 =付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無(6)							
役員其ノ他從業者數(7)				支拂給與(8)						
區 分	男	女	計	報酬、給料、 賃金月額	手當及賞與年額					
役 員	機關タル 者ノ									
	其ノ他									
社 員	技術者									
	事務者									
	囑託者等 (9)									
勞務者										
年 月 日現在			年 月分			年 月分				
主 タ ル 株 主 二 十 名 在 (10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數				
							計			
						總株式數ニ對ス ル割合				

(日本標準規格B5 182×257耗)

三一七

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

三一六

主タタル株主二十名 日現在(10)										
最近三年間ニ於ケル 資本金異動(9)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數
						計				
						總株式數ニ對ス ル割合				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第三十號様式(第四十三條)

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

三一九

會社經理狀況報告書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		圓
	代表者氏名(4)		Ⓣ		
	電 話 番 號		擔當者 氏 名		
	會 社 ノ 設 立 年 月 日				
事 業 年 度 第 期		自 至	決 算 確 定 年 月 日		
會社ノ營ム主 タル事業 (5)		工場又ハ事業場 =付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
當ノ意ヲ用ヒタル事項ニ 期間要及於ケル營業ニ					
主 タル年 株 主月 十日 名日 現在 (7)	氏 名	株 式 數	氏 名	株 式 數	
				計	
		總株式數 = 對スル 割合			

(日本標準規格B5 182×257粘)

第二十九號様式(第四十二條)

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

三一八

旅 費 規 程 報 告 書							
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)						
	商 號(2)						
	資 本 金(3)		(拂込) 圓		圓		
	代表者氏名(4)		Ⓣ				
	電 話 番 號		擔當者 氏 名				
	會 社 ノ 設 立 年 月 日						
會社ノ營ム主 タル事業 (5)		工場又ハ事業場 =付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)					
種 類 資格(7)	鐵 道 及 船 賃	鐵 道	船 賃	車馬賃 (一軒當)	日 當	宿泊料	食卓料
		等	等	圓	圓	圓	圓
		等	等				
		等	等				
地方別 = 日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細(8)							
區分 種別	金 額	地 方 別					
日	圓						
當							
宿 泊 料							
其參 項ノ 考(9) 他事							

(日本標準規格B5 182×257粘)

區分		當該事業年度 實支出	直前事業年度 實支出	備考
福利施設費共ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出				
金	額			
經理ノ方法	支出			
利益金處分	分			
共ノ他(4)				
研究費共ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出				
區分	當該事業年度 實支出	直前事業年度 實支出	備考	
金	額			
經理ノ方法	支出			
利益金處分	分			
共ノ他(4)				
共ノ他 参考事項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第一號様式(利益配當許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
- (2) 商號
相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金
合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計、相互會社ニ在リテハ基金總額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名
會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
(イ) 會社が現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト
(ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモシニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

- (7) 豫定配當率、豫定配當金
當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト
- (8) 自己資本
第一號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト
- (9) 一號配當率
令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (10) 二號配當率
令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (11) 申請ノ事由
許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添付スルコト
- (12) 平均拂込資本金
當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ヲ

三二五

記載スルコト

(13) 利益率

利益金（前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額並ニ利益金處分ニ依ル資産償却金及税金引當金ヲ含マザルモノトス）ノ平均拂込資本金ニ對スル割合ヲ年率ニテ記載スルコト

(14) 留保率

(13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ差引タル金額ノ(13)ノ利益金ニ對スル割合ヲ記載スルコト

(15) 會社ノ經歷

設立年月日、最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併、商號變更等ヲ簡記スルコト

(16) 科目

(イ) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(ロ) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額

第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト

(ハ) 第一條第二項ノ認定金額

第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト

(17) 金額

(イ) 當該事業年度中ニ於ケル日割平均額ヲ記載スルコト

(ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト

(18) 計算基礎

(16)及(17)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中ニ於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動前ト異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト

本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二號様式(配當率指定申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營業主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有

無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 豫定配當率、豫定配當金

當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト

(8) 自己資本

第二號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト

(9) 一號配當率

令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由

豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト

(11) 被合併會社名

合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト

(12) 拂込資本金以外ノ株主資本

拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計ヲ記載スルコト

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

(13) 合併ニ因ル受入計算

(イ) 受入資産ノ價額

合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト

(ロ) 交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額

合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ割當テラレタル株式ノ拂込金額及之ニ交付セル金錢ノ總額ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト)

(ハ) 合併差益金

(イ)ノ受入資産ノ價額ヨリ(ロ)ノ交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額ヲ差引キタル殘額ヲ記載スルコト

(ニ) 合併慰勞金等

合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存続スル會社ガ合併契約ニ依リ解散手當、退職金、慰勞金其ノ他名稱ノ如何ニ問ハズ合併ニ際シ社外ニ支出シタル金額(ロ)ノ交付セル金錢ノ額ヲ含マザ

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

ルモノトスヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ガ合併契約ニ依リ合併前ニ於テ此等ノ支出ヲ爲シタル場合ハ其ノ他參考事項欄ニ其ノ金額ヲ記載スルコト)

(14) 合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率留保率

利益率及留保率ハ夫々第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト

(15) 自己資本計算

第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト

(16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三號様式(積立金使用許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 積立金ノ現在額

(イ) 令第六條ノ規定ニ依ル積立金

令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ積立

テタル積立金ヲ記載スルコト

(ロ) 其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(8) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第四號様式(役員報酬支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 當該報酬ノ屬スル事業年度

許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事

業年度ヲ記載スルコト

(8) 役員數、社員數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(9) 申請報酬額

當該事業年度ニ付支給セントスル報酬ノ總額ヲ記載スルコト(事業年度ノ中途ヨリ増額支給セントスルモノナルトキハ事業年度ノ初ヨリ増額支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ其ノ他參考事項欄ニ記載スルコト)

(10) 會社ノ定ニ依ル最高限度額

定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト

(11) 不要許可額

令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト

(12) 不要許可額ノ屬スル事業年度

不要許可額ノ屬スル事業年度ニ以上アルトキハ最終ノ事業年度ヲ記載スルコト

(13) 報酬支給内譯

(イ) 役名

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

會社經理統制令施行規則

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

三二九

(ロ) 役員數

期末現在ニ依リ記載スルコト

(ハ) 雜給與總額

金錢ニ依ル給與ノミ記載スルコト

(16) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度

合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ニ付許可ヲ受ケン
トスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ

(17) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照

合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員報酬額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載スルコト

(18) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第五號様式(役員賞與支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(ロ) 算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(ハ) 前記賞與額

當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セララルル金額ヲ記載スルコト

(ニ) 算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(ホ) 令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額

令第十三條第二項各號ノ一ニ掲グル場合ニ該當スルトキハ其ノ金額ヲ記載スルコト

(ヘ) 算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(11) 當該事業年度ノ純益金計算

會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト

(12) 賞與支給内譯

(イ) 役名

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 申請賞與額

當該事業年度ニ付支給セントスル賞與ノ總額ヲ記載スルコト

(8) 會社ノ定ニ依ル最高限度額

定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト

(9) 同上ノ定ノ拔萃

定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト

(10) 不要許可額

(イ) 法定賞與額

第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト

勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト

(ロ) 貯蓄額

規約貯金、組合貯金、賞與國債、支給運動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト

(13) 申請ノ事由

令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト

(14) 當該事業年度及其ノ前三事業年度

(イ) 平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

(ロ) 役員數

期末現在ニ依リ記載スルコト

(ハ) 雜給與總額

金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト

(15) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度

合併後ノ最初ノ事業年度ノ役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ

(16) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照

合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區分シテ其ノ役名及役員賞與額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ記附スルコト)ヲ記載スルコト

(17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第六號様式(役員退職金準則(變更)許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 受給者ノ資格

社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ニ記載スルコト

(8) 支給ノ條件

役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9) 金額又ハ割合

退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト

(10) 支給ノ方法

一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト

(11) 最近一年間ニ於ケル役員報酬賞與支給内譯

(イ) 役名

社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスルモノアルトキハ之ヲ區分スルコト

(ロ) 金額

最近一年間ニ於テ支給シタル金額ヲ記載スルコト但シ其ノ金額ガ役員ノ事業年度中途ヨリノ就任等ノ事由ニ依リ一年間ニ付支給シタルモノニ非ザルトキハ之ヲ一年間ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スルコト

(12) 備考

(イ) 會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與臨時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト

(ロ) 主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照モシムルコト

(13) 既往ノ實蹟

(イ) 退職役員氏名
最近十年間ニ於テ退職シタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得)ヲ記載スルコト

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

(ロ) 退職當時ノ役名

退職シタル役員ノ退職當時ノ役名ヲ記載スルコト(ハ)在職中各種ノ役員ニ就任シタルトキハ各種ノ役名(社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別)ヲ記載スルコト(ニ)二回以上役員退職金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ各支給期毎ニ記載スルコト

(14) 其ノ他參考事項

功勞顯著ナル等ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ退職金ヲ支給シタル者ニ付テハ其ノ事由ヲ記載スルコト

(15) 役員退職金準則許可申請書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、役員退職金準則變更許可申請書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

(16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第七號様式(役員退職金支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有
無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコ
ト

(7) 在職年數

會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコト
アル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス

(8) 不要許可額

第十一條ノ規定ニ依リ算出モラルル金額又ハ第十二
條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラ
ルル金額ヲ記載スルコト

(9) 申請額

支給セントスル退職金ノ金額ヲ記載スルコト

(10) 在職中ノ報酬支給額、在職中ノ賞與支給額在職中ニ當
該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記
載スルコト但シ會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支
給シタルコトアル場合ハ其ノ支給後ニ於ケルスノヲ記
載スルコト

(11) 支給ノ方法、時期及支出科目

一時金、年金、分割拂等ノ別、現金ヲ以テ支給スル

無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコ
ト

(7) 役員數、社員數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(8) 支給内譯

役名ハ社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取
締役、監査役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤、非常
勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有ス者ノ中支給額ヲ異ニ
スル者アルトキハ之ヲ區分スルコト

(9) 支給ノ方法及支出科目

現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及
當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ニヨリ支出
スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由

臨時ノ給與ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細
ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添付スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號様式(社員初任基本給料準則承認申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

第二編 關係諸法規

會社經理統制令施行規則

カ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支
出スルカ利益金處分ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ
支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト

(12) 申請ノ事由

許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ
詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添付スルコト

(13) 其ノ參考事項

會社ガ役員退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ
支給ヲ受ケタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假
稱ヲ以テ代フルコトヲ得)、其ノ在職中就任シタル役
名別勤続年數、在職中ノ報酬總額及賞與總額並ニ支
給シタル退職金及其ノ支給年月日ヲ記載スルコト

(14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第八號様式(役員臨時給與支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有

無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコ
ト

(7) 職務

特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ
職務ヲ記載スルコト

(8) 現在人員

申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ニ該當
スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト

(9) 現在人員ノ初任基本給料

初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料及各
初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由

承認ヲ受ケテ社員初任基本給料準則ヲ定ムルノ要ア
ル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載スルコト

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

(1) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
第九號ノ二様式(社員初任基本給料支給許可申請書)記載
心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有
無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(2)ニ依リ記載スルコ
ト

(7) 役職名

當該初任基本給料ノ支給ヲ受クル時ノ役名(理事、
參事、書記等ノ別)及職名(支店長、部長、課長等
ノ別)ヲ記載スルコト

(8) 氏名

甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得

(9) 年齢

數ハ年ニ依リ記載スルコト

(11) 學歷

最後ニ卒業シタル學校名ヲ記載スルコト

(11) 勤務先

勤務先並ニ其ノ勤務先ニ於ケル最後ノ役職名及勤務
地ヲ記載スルコト

(12) 最後ニ受ケタル報酬又ハ基本給料

前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料
又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ヲ記載スル
コト

(13) 申請初任基本給料

支給モントスル初任基本給料ヲ記載スルコト

(14) 前職ト採用後トノ給與比較對照

前職ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種類別(基本
給料、手當、賞與等)金額ト採用後ニ於ケル一定期
間ノ給與ノ總額及種類別金額(豫定)ヲ比較對照ス
ルコト但シ申請初任基本給料ノ支給ヲ受クベキ社員
ガ轉職者ニ非ザルトキハ記載スルニ及バズ

(15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十號様式(社員昇給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有
無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコ
ト

(7) 許可ヲ受ケントスル昇給

(イ) 昇給金額

各昇給該當者ニ付昇給セシメントスル金額(月額)
ノ合計金額ヲ記載スルコト

(ロ) 昇給限度

第十七條ノ規定ニ依リ算出セラルル當該昇給期ニ
於ケル限度ヲ記載スルコト

(ハ) 昇給前ノ基本給料

各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月
額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給ス
ル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シ
タル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

金額ヲ記載スルコト

(8) 既往一年間ノ昇給實蹟

(イ) 昇給前ノ基本給料

(7)ノ(ハ)ニ依リ記載スルコト

(ロ) 昇給回數二回以上アルトキハ各昇給期毎ニ記載ス
ルコト

(ハ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザル
コト

(9) 申請ノ事由

許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ要アル事由ノ要點
ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(10) 社員ノ學歷年齡別員數

(イ) 各學歷區分ニ當該セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載ス
ルコト但シ其ノ數ガ多數ニ上ルトキハ適宜區分シテ
記載スルコト

(ロ) 年齢ハ數ハ年ニ依リ記載スルコト

(ハ) 本表ハ過去一年間ニ於テ爲シタル昇給許可申請ニ
際シ之ヲ提出シタルコトアルトキ又ハ昇給該當者數
ガ全社員數ノ五分ノ一以下ナルトキハ提出スルニ及
バズ

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
第十一號様式〔賞與期間(變更)届書〕記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト

(6) 役員及社員數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(7) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期

各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト

(8) 變更前ノ賞與期間及支給期

賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及ベズ

(9) 備考

(イ) 賞與期間ヲ變更爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 役員數、社員數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(8) 不要許可限度

(イ) 施行規則第二十一條ノ限度

當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト

(ロ) 施行規則第二十四條第一條第一號ノ限度

當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ支給スルコト

(ハ) 算出ノ基礎

不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト

(9) 申請額

支給セントスル賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額ヲ記載スルコト但シ第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト

(ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト

(10) 賞與期間届書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更届書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第十二號様式(社員賞與支給方法承認申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト

(6) 管理方法

支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト

第十三號様式(社員賞與支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(10) 當該事業年度ノ貯蓄ノ方法
貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十四號様式(社員賞與經費支出許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 役員數、社員數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(8) 令第二十一條ノ限度

當期賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト

(9) 限度超過額

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

當該賞與期間ノ賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額中令第二十一條ノ限度ヲ超過スル金額ヲ記載スルコト

(10) 經費トシテ經理セントスル額

限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト

(11) 經費トシテ經由スルノ要アル事由

限度超過額ヲ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(12) 當該賞與期間及其ノ前二賞與期間ノ賞與手當ノ經理ノ方法

(イ) 手當

令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト

(ロ) 基本給料

當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ヲ記載スルコト

(ハ) 同上金額中經費トシテ經理シタル金額

當該賞與期間ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ノ豫定ヲ記載スルコト

(13) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度及其ノ前二事業年度

(イ) 平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

(ロ) 利益率、留保率

第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト

(ハ) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ニ於ケル豫定ヲ記載スルコト

(14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十五號様式(社員臨時給與支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ身無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 支給ノ條件

支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ記載スルコト

(8) 支給額ノ決定方法

各受給者ノ受クベキ臨時ノ給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9) 受給者ノ勤務場所

事務所、工場、事業場等勤務場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト

(10) 受給者ノ同一場所ニ勤務スル社員數

前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト

(11) 會社ノ社員數

申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト

(12) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額

算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トスルコト

(13) 支給ノ事由

(イ) 臨時ノ給與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(ロ) 同一事由ニ依リ役員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨ヲ附記スハコト

(14) 支給ノ方法及支出科目

(イ) 現金ヲ以テ支給スルガ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及經費トシテ支出スル利益金處分ニ依リ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト

(ロ) 臨時給與ヲ支給センガ爲既往事業年度ニ於テ積立金、引當金等ヲ留保シアル場合ハ當該積立金、引當金等ノ名稱及金額ヲ記載スルコト

(15) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無

(イ) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト

(ロ) 基本給料月額

當該臨時ノ給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト

(16) 本様式ヲ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十六號様式(役員雜給與準則報 承 認 申 請 書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
 - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依ル記載スルコト
- (7) 雜給與ノ種類
 - 外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト
- (8) 受給資格又ハ支給ノ條件
 - 支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額、數量又ハ割合
 - 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト

(10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由

- (10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
 - 令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スルノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
 - 第二十八條規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケベキ員數ヲ記載スルコト尙役員中支給ヲ受ケザル者アルトキハ其ノ員數ヲ備考欄ニ記載スルコト
- (12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト
- (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スレコト

第十七號様式(社員手當準則報 承 認 申 請 書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
 - 夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 社員數
 - 最近現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 手當ノ種類
 - (イ) 手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當第二號ノ手當ノ如ク區分スルコト
 - (ロ) 令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ハ之ヲ朱書スルコト
- (9) 手當ノ名稱
 - (イ) 令第二十條各號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱記載スルコト
 - (ロ) 令第二條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ

掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ハ之ヲ朱書スルコト

- (10) 支給ノ條件
 - 支給ノ有無又ハ支給ノ金額數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (11) 金額、數量又ハ割合
 - 金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト
- (12) 制定又ハ變更スルノ要アル事由
 - 令第二十五條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (13) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員
 - 第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該手當ノ支給ヲ受ケベキ員數ヲ記載スルコト

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

(14) 社員手當準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定許可申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

(15) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十八號様式(社員退職金準則 承認申請書 記載心得 制定變更許可申請書)

(1) 會社ノ本店所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 受給者ノ資格

社員ノ資格ニ依リ社員退職金ノ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト

(8) 支給ノ條件

社員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9) 金額或ハ割合

退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト

(10) 支給ノ方法

(イ)一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載スルコト

(ロ)在職中ノ社員ニ對シ退職金ニ相當スル金額ヲ前拂スルモノニ付テハ前拂ノ方法及前拂金ノ保管方法ヲ記載スルコト

(11) 制定又ハ變更スルノ要アル事由

令第二十五條ノ規定ニ依リ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ

(12) 社員退職金準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員退職金準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、

社員退職金準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十九號様式(機密費等基準月額報告書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタル事業年度ノ實績

(イ)昭和十六年九月十六日以前決算確定シタル事業年度ニ以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ實績ヲ記載スルコト

(ロ)機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト

(8) 基準月額

第三十一條第一項ノ基準月額ヲ記載スルコト

(9) 基準月額算出ノ基礎

第三十一條第一項ノ基準月額計算ノ手續ヲ記載スルコト

(10) 支店、工場等及其ノ所在地

支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中ナルモノヲ記載スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十號様式(機密費等基準月額 承認申請書 記載心得 增額許可申請書)

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
夫々第一號様式ニ記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 會社ノ經歷

最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併等ヲ簡記スルコト

(8) 申請基準月額

承認ヲ受ケントスル基準月額又ハ増額ノ許可ヲ受ケテ新ニ定メントスル基準月額ヲ記載スルコト

(9) 申請當時ノ基準月額

基準月額ノ承認申請ナルトキハ記載スルニ及バズ

(10) 申請ノ事由

當該金額ヲ基準月額ト爲スノ要アル事由又ハ基準月額ヲ増加スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト

(11) 支店、工場等其ノ所在地

支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト

(12) 合併前ノ各會社ノ合併前最終ノ事業年度

(イ) 申請ノ日ノ屬スル事業年度又ハ其ノ直前ノ事業年度ニ於テ爲サレタル合併ニ付記載スルコト
(ロ) 基準月額ナキ會社ニ在リテハ機密費等ノ支出ノ實

蹟ヲ記載スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十一號様式(機密費等基準月額超過支出許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有

無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 申請額

當該事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ヲ記載スルコト

(8) 不要許可額

基準月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ記載スルコト

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有

無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スル事

(7) 支出豫定額中主ナルモノ

寄附金等ノ支出先ノ豫定アルモノノ主ナルモノニ付記載スルコト

(8) 豫定額ノ屬スル事業年度

報告セントスル支出豫定額ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト

(9) 寄附ヲ爲スノ要アル事由

(イ) 寄附先別ニ寄附金等ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト

(ロ) 數事業年度ニ分割シテ支出スルモノアルトキハ其ノ總額及支出濟額等ヲ附記スルコト

(10) 報告ノ日ノ屬スル事業年度

(イ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度記載スルコト
(ロ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ガ豫定額ノ屬スル事業年度ト同一ナル場合ハ記載スルニ及バズ

(11) 其ノ他

資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上スル

(9) 同下算出ノ基礎

不要許可額計算ノ手續ヲ記載スルコト

(10) 申請額ノ内譯

機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト

(11) 申請ノ事由

不要許可額ヲ超エテ機密費等ヲ支出スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト

(12) 利益率

第一號様式記載心得(13)ニ依リ記載スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

モノヲ記載スルコト

(12) 其ノ他參考事項

第三十四條ノ二第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額ノ變更報告ナルトキハ合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱、本店又ハ主タル事務所ノ所在場所並ニ合併直前ニ於ケル資本金及拂込資本金ヲ記載スルコト

(13) 寄附金等支出豫定額報告書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、寄附金等支出豫定額變更報告書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

(14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十三號様式(寄附金等豫定超過支出許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 申請額

支出ノ屬スル事業年度ニ於テ支出セントスル寄附金等ノ合計金額ヲ記載スルコト

(8) 不要許可額

第三十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度寄附金等ノ豫定又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金等ノ變更豫定額ヲ記載スルコト

(9) 寄附金ノ種類

第三十四條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定シタル金額ヲ超エテ支出セントスル寄附金等又ハ同條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定セザリシ寄附金等ニ付テハ一件毎ニ之ヲ記載シ其ノ他ノ寄附金等ニ付テハ一括シテ之ヲ記載スルコト

(10) 豫定額

第三十四條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際ノ豫定額ヲ記載スルコト

(11) 其ノ他

資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上スルモノヲ記載スルコト

(12) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十四號様式(株式處分許可申請書)記載心得

一 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許可申請額ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト

二 取得セントスル株式ニ關スル事項

(1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスル二種類以上ノ株式アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新株等ノ區分ヲ記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後配株ノ區分ヲ記載スルコト

(2) 「取得ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル總株式ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載スルコト

(3) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割

合ヲ記載スルコト

(4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト

(5) 「取得ノ方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名設立セラルル會社ノ株式ニ應募スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ツルモノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト

三 讓受先ニ關スル事項

(6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式處分許可申請書ナル場合ニハ「讓受先」ヲ各抹消スルコト

不特定ノ者至ハ多數ノ者ニ對シ株式ヲ讓渡スル場合又ハ不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ讓受タル場合ニ於テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

(7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト

- 四 取得セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項
 - (8) 「申請者ノ所有株數及所有率」ハ當該會社ノ株式中現ニ申請會社ノ所有スル株式數及其ノ當該會社ノ總株數ニ對スル割合ヲ記載スルコト
 - (9) 「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係、最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト
 - (10) 「主タル事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社方現ニ營ミツツアル主タル事業ヲ記載スルコト
 - (11) 「生産高又ハ賣上高」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト
- 五 株式取得ニ要スル資金ノ調達方法
 - (11) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途」又「株式處分許可申請書ノ場合ニハ「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」各抹消スルコト
- 六 「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資株金拂込等ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整

- 法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額、借入金、擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額ヲ記載スルコト
- 「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ用途」ハ株式處分ニ依ル代リ金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等ニ投資スルモノナリヤ及其ノ金額、事業設備、擴張等ニ必要ナル資金ニ充ツルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張ノ概要並ニ許可ノ有無、借入金ヲ返済スル場合ニハ借入金ノ返済先及金額、運轉資金補充ノ場合ハ運轉資産(原材料、製品、半製品等)ノ現在高、借入金總額ト運轉資産トノ割合、他ノ投資ニ充ツルモノナル場合ハ其ノ金額、投資ノ種類有價證券ノ明細等ヲ記載スルコト
- 申請者ニ關スル事項
 - (13) 「事業ノ概要」ハ會社ノ現ニ營ミツツアル主タル事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營ム事業ノ種類及規模ノ概要ヲ知ルニ足ル

事項ヲ記載スルコト

- (14) 「所有株數總額」ハ單ニ金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト
- (15) 所有株數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト
- (16) 「子會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ
- 七 其ノ他參考事項
 - (17) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理法上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト
 - (18) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 八 記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト
- 九 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十五號様式(特許權取得許可申請書)記載心得

- 一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト

取得セントスル無體財産權

- (1) 「種類」ハ特許權、礦業權又ハ漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト
- (2) 「無體財産權ノ内容」ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、礦業權ノ設定地域、埋藏礦物ノ種類及推定礦量現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト
- 三 無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要
 - (3) 特許權、礦業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫ニ付主要事業設備ノ大要、主要生産品名及生産高原材料入手ノ方法並ニ事業收支ノ豫算等事業計畫ノ大要ヲ知ルニ足ニ事項ノ概要ヲ記載スルコト
- 四 其ノ他參考事項
 - (4) 外國ヨリ特許權ヲ買入レントスル場合ニハ買入先ノ國別、爲替管理法上ノ許可ノ有無、支拂ノ方法等ヲ記載スルコト
 - (5) 無體財産權ヲ處分セントスル場合ニ於テ無體財産權ノ處分ニ伴ヒ之ト同時ニ事業設備等ヲ處分スルモノナルトキハ處分スベキ主要事業設備等ヲ記載スルコト

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

五 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十六號様式(資金借入許可申請書)記載心得
一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式心得ニ準ズルコト

二 借入ニ關スル事項

- (1) 金融機關ヨリ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ氏名又ハ名稱」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ、「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當座貸越契約ニ依ル旨ヲ記載シ、當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト
- (2) 數口ニ互リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入金額」ノ欄ニ借入總額ヲ、「借入ノ方法」ノ欄ニ數口ニ互リ借入ル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト
- (3) 「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト
- (4) 擔保其ノ他ノ條件ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「無シ」ト記載スルコト
- 三 借入金ノ使途
- (5) 借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントス

- ルトキハ其ノ事業計畫ノ大要所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト
- (3) 資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト
- (7) 運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト
- (8) 借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘柄、數量、取得價額等ヲ記載スルコト
- 四 借入先ニ關スル事項
- (9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ係リテ抹消スルコト
- 五 申請者ニ關スル事項
- (10) 「資産及資本構成」ノ欄中
 - (イ) 「固定資産」ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器等ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ其ノ旨内書スルコト
 - (ロ) 「流動資産」ハ會社ノ資産中「固定資産」以外ノモノヲ謂ヒ、「投資資産」ハ所有有價證券、關係

會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト

(ハ) 「株主資本」ハ最終ノ貸借對照表ニ於ケル拂込

資本金ト諸積立金トノ合計金額ヲ謂ヒ、「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ

科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額ヲ謂フコト

(11) 「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト

(12) 「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ

六 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十七號様式(會社概況報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
 - (2) 商號
 - (3) 資本金
 - (4) 代表者氏名
 - (5) 會社ノ營ム主タル事業
 - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有
- 第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 役員其ノ他從業者數

最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(8) 囑託者等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

(9) 最近三年間ニ於ケル資本金異動

公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月、金額及其ノ事由ヲ記載スルコト

(10) 主タル株主二十名

(イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金讓出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト

(ハ) 氏名

合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金讓出者ノ氏名ヲ記載スルコト

(ニ) 株式數

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金及株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ讓出シタル基金額ヲ記載スルコト

第二十八號様式(會社概況報告書(乙))記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 役員其ノ他從業者數
 - 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
- (8) 支拂給與
 - (イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 報酬、給料、賃金月額
 - 最近ノ一月分ヲ記載スルコト

(ハ) 手當及賞與年額
過去一年間ニ支給シタル實蹟ヲ記載スルモノトシ
手當中金錢以外ノモノニ依ル給與アルトキハ其ノ見積價額ヲ内書スルコト

(九) 囑託者等
令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

(10) 主タル株主二十名
第二十七號様式記載心得(10)ニ依リ記載スルコト

第二十九號様式(旅費規定報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 資格
 - 役員、社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅

費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト

(8) 地方別ニ日常、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細

關東洲、滿洲國、支那ニ於ケル旅費其ノ他ノ外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト

(9) 其ノ他參考事項

旅費規定ノ大部分ニ互ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト

(10) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三十號様式(會社經理狀況報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無
- (7) 主タル株主十名

第二編 關係諸法規 會社經理統制令施行規則

第二十七號様式記載心得(10)ニ準ジ記載スルコト但シ株主名簿ヲ添附シ之ニ代フルコトヲ得

第三十一號様式(自己資本計算書)記載心得

(1) 自己資本計算書
第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト

第三十二號様式(利益配當金及給與狀況調書)記載心得

- (1) 利益配當金
 - (イ) 平均拂込資本金
 - 第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
 - (ロ) 當期利益金
 - 第一號様式記載心得(13)ノ利益金ヲ載記スルコト
 - (ハ) 配當金以外ノ社外流出金
 - 配當金以外ニ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ記載スルコト
 - (ニ) 社内留保金
 - 第一號様式記載心得(13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ控除シタル金額ヲ記載スルコト
 - (ホ) 一號配當率
 - 令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト

- (ハ) 二號配當率
- 令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (ト) 固定資産償却金
- 會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(金額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ金額括弧内ニ記載)スルコト
- (チ) 税金引當金
- 會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(金額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ金額括弧内ニ記載)スルコト
- (2) 役員、社員其ノ他從業者數
- 當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト
- (3) 社員給與
- 役員ニシテ社員ヲ兼務シ社員トシテノ給與ヲ受ケ居ル者ニ付テハ給與總額欄及内譯欄ニ夫々其ノ金額ヲ内書スルコト
- (4) 不要許可額
- 令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト
- (5) 法定賞與額
- 第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得

- タル金額ヲ記載スルコト
- (6) 令第十三條第二項ノ金額
- 令第十三條第二項各號ノ一ニ掲グル場合ニ該當スルトキ其ノ金額ヲ記載スルコト
- (7) 同上算出ノ基礎
- 右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (8) 報酬許可額
- 當該事業年度ノ役員報酬ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト
- (9) 賞與許可額
- 當該事業年度ノ役員賞與ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト
- (10) 純益金計算
- 會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト
- (11) 賞與期間
- (イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト
- (ロ) 賞與期間二以上アルトキハ之ヲ區分シテ記載スルコト

(12) 賞與額

- (イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト
- (ロ) 支給回数二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分シテ記載スルコト

(13) 令第二十一條ノ限度超過額

- 第二十四條第一項第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト

(14) 昇給

- (イ) 昇給月日
- 當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト
- (ロ) 昇給額
- 基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト
- (ハ) 基本給料積算額
- 各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ

第三十三號様式(特殊支出調査)記載心得

- (1) 基準月額
- 令第二十九條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ヲ記載スルコト
- (2) 基準月額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得ベキ金額
- 月數ハ曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グルコト
- (3) 備考
- 當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト
- (4) 其ノ他
- 資産中假勘定ニ計上シタルモノ其ノ他資産ニ計上シタルモノ記載スルコト
- (5) 寄附金支出豫定報告額

令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ豫定額ヲ記載スルコト

(6)備考

當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト

○臨時資金調整法

昭和十二年九月十日法律第八六號
昭和十四年四月法律第六八號、第八六號改正
昭和十五年三月第七〇號改正
昭和十六年三月第一八號改正

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス
第二條 銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯

合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得
第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ
命令ノ定ムル會社ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ
一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第四條ノ二 命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル者ハ之ニ付政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ノ定ムル者及左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
一 金融機關ヨリノ借入金
二 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメタル社債ノ收入金
三 本法ニ依リ設立又ハ資本増加ニ付認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ第一回拂込株金又ハ出資金
四 本法ニ依リ拂込又ハ募集ニ付許可又ハ認可ヲ受ケタル場合ノ會社ノ拂込株金又ハ社債收入金
第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條、第四條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム
前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス
第六條 日本興業銀行ハ二十億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得

日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
政府ハ日本興業銀行ノ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額十億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得
第七條 資金金ハ資金特別會計法第四條ノ規定ニ依リノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得
第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタ

ル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲臨時資金調整委員會ヲ置ク

臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十二條 第二條、第四條、第四條ノ二、第八條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金十億圓ニ達スル迄貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

第十四條 貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ三十五年内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スベシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ三百倍以内ノ割増金ヲ附興スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十四條ノ二 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金五億圓ニ達スル迄報國債券ヲ發行セシムルコトヲ得

報國債券ハ無記名トシ券面金額ヲ十圓以下トス

第十四條ノ三 報國債券ハ無利子トシ券面金額ヲ以テ之ヲ賣出スモノトス

第十四條ノ四 報國債券ハ發行ノ翌年ヨリ十年内ニ之ヲ償還スベシ

報國債券ニハ毎年一回以上抽籤ヲ以テ割増金ヲ附スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

第十四條ノ五 報國債券ノ所有者ガ長期ニ亙リ郵便官署又ハ日本勸業銀行ニ其ノ債券ノ保管ヲ委託シタル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ當該債券ニ割増金ヲ附スルコトヲ得

第十五條 復興貯蓄債券法第三條ノ規定ハ貯蓄債券ニ、同

法第、第七條第一項及第八條並ニ日本勸業銀行法第六條

三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニ之ヲ準用ス

商法第二百九十六條乃至第二百九十八條ノ規定ハ貯蓄債券及報國債券ニハ之ヲ適用セズ

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項

二 有價證券ニ關スル事項

三 國際收支ニ關スル事項

四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第五 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル事項

第十六條ノ二 政府ハ第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第四條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ認可若ハ許可ヲ附シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ中止ヲ命ゲルコトヲ得

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金

第二編 關係諸法規 臨時資金調整法

ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告又ハ社債ノ募集ヲ爲シタル者

三 第四條ノ二ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ又ハ第八條、第四條ノ二、第八條若ハ第九條ノ規定ニ依リ認可若ハ許可ニ付シタル條件ニ違反シテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲シタル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者

三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條

ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令以テ之ヲ定ム(第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月勅令第四百九十二號ヲ以テ同年同月十五日ヨリ、未ダ施行セザル規定ハ同年同月勅令第五百二十六號ヲ以テ同年同月二十七日ヨリ施行)
本法ハ第十四條及第十四條ノ三乃至第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

●臨時資金調整法施行令

昭和十二年九月二十五日勅令第五二七號
昭和十三年八月二十五日勅令第五九〇號改正
昭和十四年四月二十二日勅令第二二四號改正

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ニ五萬圓以上トアルハ左ノ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル資金ノ貸付ニ付テハ三萬圓以上トス
一 化粧品、化粧用具、喫煙用具、身邊用細貨類、毛皮製品、羽毛製品若ハ羽毛ヲ用ヒタル製品、皮革製品、玩具、室内遊戲具、樂器、樂器部分品若ハ附屬品、室内裝飾用品、照明器具、家具、致醉飲料、清涼飲料、調味料、菓子又ハ餡ノ製造用ノ設備
二 映畫製作用ノ設備

三 物品販賣用ノ設備

四 理容店用、浴場用、旅館用、料理店用又ハ貸席用ノ設備

五 興行用ノ設備

六 社交用、娛樂用又ハ遊興用ノ設備

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受フル金融機關又ハ證券引受業者額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ

二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議

スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社
二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 資本金二十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目

的變更

二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル會社ハ資本金二十萬圓以上ノ會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ二 臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ限度ハ五萬圓トス但シ第一條第二項ニ掲グル事業設備ニシテ主務大臣ノ定ムルモノニ付テハ其ノ限度ヲ三萬圓トス

第六條ノ三 臨時資金調整法第四條ノ二但書ノ規定ニ依リルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依ル保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得

- 一 航空機製造事業
 - 二 金屬工機械製造事業
 - 三 兵器及兵器部分品製造事業
 - 四 銅船製造事業
 - 五 製鐵事業
 - 六 產金事業
 - 七 石炭鑛業
 - 八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業
- 第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、第二編 關係諸法規 臨時資金調整法施行令

事業設備新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケルコトヲ要セザル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區
- 二 當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタル者又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス者
- 三 第四條第一項各號ノ一ニ該當スル會社又ハ第五條第一項但書ニ該當スル資本増加ヲ爲シタル會社ニシテ第一回拂込株金又ハ出資金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ
- 四 第六條第一項但書ニ該當スル會社ニシテ第二回以後ノ拂込株金又ハ社債收入金ニ依リ當該事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スモノ

第七條 臨時資金調整法第二條、第四號又ハ第四條ノ二ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

信託會社及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トシ第六條ノ二ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣、農林大臣及商工大臣トス

附則 本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●臨時資金調整法施行細則

昭和十二年九月二十五日大藏、農林、商工省令
昭和十三年八月十五日大藏、農林、商工省令改正
昭和十四年四月二十二日大藏、農林、商工省令改正
昭和十七年一月十日大藏、農林、商工省令改正

第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
- 三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)

- 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
- 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
- 二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書

第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令

第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第

二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
- 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額

- 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
- 五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
- 六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途
- 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
- 二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書

第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認

第二編 關係諸法規 臨時資金調整法施行細則

可ヲ受ケントスルトキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及氏名
- 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
- 三 會社ノ目的タル事業ノ大要
- 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由
- 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 六 第一回ノ拂込ノ時期及金額

前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書ヲ添附スベシ

會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ會社設立ノ認可ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ

第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出ス

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ現在ノ資本金額
 - 三 資本金増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
 - 四 資本金増加ノ方法
 - 五 資本金増加ヲ必要トスル事由
 - 六 資本金増加ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 七 資本金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 資本金増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 資本金増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲ベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ認可ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
- 第七條** 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受

- ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
 - 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
 - 五 合併ノ時期及方法
 - 六 合併ヲ必要トスル事由
 - 七 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 合併ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 合併契約書ノ謄本
 - 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書收支目論見書
 - 四 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計

算書

第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 臨時資金調整法施行第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
 - 四 目的變更ヲ必要トスル事由
 - 五 目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本

- 店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 株金ノ拂込ノ時期及金額
 - 四 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
 - 五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 二 株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

- 四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由
 - 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ用途
 - 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
 - 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
 - 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 社債申込證案及募集趣意書案
 - 三 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 第十一條** 臨時資金調整法施行令第六條ノ二ノ規定ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請者ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - 二 會社ニ在リテハ其ノ資本金額
 - 三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ

- 豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
 - 四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トス理由
 - 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
 - 一 會社ニ在リテハ定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書、會社以外ノ法人ニ在リテハ定款、寄附行爲又ハ之ニ準ズベキモノ竝ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類、個人ニ在リテハ現ニ營ム事業ノ概要ヲ知ルニ足ル書類（人格ナキ團體ノ爲ニスルモノナルトキハ其ノ團體ノ規約竝ニ事業及資産負債ノ概要ヲ知ルニ足ル書類）
 - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓未滿ノモノ、會社以外ノ法人若ハ個人ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ若ハ相互會社ノ臨時資金調整法施行令第一條第二項ニ掲グル五萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十四年勅令第二百二十四號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ着手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場

合ニ限リ前三項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

- 第十二條** 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株主總會ヲ前ノ資本金增加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 資本金增加ノ金額竝ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
 - 四 資本金增加ノ方法
 - 五 株主總會ヲ前ノ資本金增加ヲ必要トスル事由
 - 六 資本金增加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
 - 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
 - 一 資本金增加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
 - 三 定款竝ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 資本金增加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

- 第十三條** 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
 - 三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件
 - 四 商法ニ規定スル制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由
 - 五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要竝ニ資金ノ調達方法
 - 前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示
 - 二 社債ノ利率ノ最高限度
 - 第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本
- 二 會社ノ資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 四 信託證書案
- 五 社債ニ附スル擔保物件ノ目錄
- 六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類
- 七 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支日論見書

第十四條

金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

- 三 額面總額五萬圓以上ノ有價證券（國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ジ）ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十五條

金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十六條

前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告

書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ

- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - ロ 借主ノ事業ノ種類
 - ハ 貸付ノ年月日
 - ニ 貸付ノ種類及金額
 - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - ヘ 貸付金ノ用途
- 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 應募割當ノ年月日
 - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
- 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類

- ハ 引受又ハ募集取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日
- ニ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額

ホ 引受又募集ノ取扱ニ關スル條件

ヘ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件

ト 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ用途

第十七條

主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ申請書、之ニ添付スベキ書類又ハ報告書ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第十八條

命ズルコトヲ得

臨時資金調整法施行令第一條第二項又ハ第六條ノ二但書ノ規定ニ依リ三萬圓以上ノ資金ノ貸付又ハ三萬圓ヲ超ユル新設、擴張若ハ改良ニ付主務大臣ノ許可ヲ受クベキ事業設備ハ別表ニ定ムル所ニ依ル

第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ

主務大臣トアルハ銀行、信託會社、保險會社及證券引受業ニ者付テハ大藏大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十條、第十二條及第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トシ第十一條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣、農林大臣及商工大臣トス

附則

本令ハ昭和十二年十月十三日大藏、農林、商工省令

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第四項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日以内ニ之ヲ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條第三項ノ規定ニ依ル許可申請書ハ本令公布ノ日ヨ

リ二十日以内ニ之ヲ提出スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

一 左ニ掲グル物品ノ製造用ノ設備

イ 化粧品

香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用ノ香水、油若ハ煉油、整髮料、染毛料、養毛料、美爪料、脱毛料、脂取料、シャンプー又ハ洗粉

ロ 化粧用具

化粧用刷子（頭髮用ノモノヲ含ム）、コンパクト、香水噴、白粉入其ノ他ノ化粧品ノ容器、化粧具匣（折疊式ノモノヲ含ム）又ハ其ノ他ノ化粧用具セツト

ハ 喫煙用具

煙管、パイフ類若ハ同ケース、煙草入、灰皿、煙草セツト、煙草盆又ハライター

ニ 身邊用細貨類

指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、簪、

ホ 毛皮製品

簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根付、メダル、ハンドバッグ、手提袋、財布、懐中用書狀入、名刺入、宮迫、シース又ハ此等ニ類スルモノ

ヘ 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

襟卷、蒲團、座蒲團又ハクツシヨシヨシ

ト 皮革製品

被服類、手袋、靴、座蒲團、クツシヨシヨシ、靴、トランク又ハケース類

チ 玩具

リ 室内遊戯具

撞球用具、輪投具、ピンポン用具、圍碁若ハ將棋用具、骨牌、トランプ、麻雀用具、ドミノ、チェッカー又ハ此等ニ類スルモノ
ピアノ、オルガン、アコーディオン、バンドニオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴィオラ、

ヌ 樂器

第二編 關係諸法規 臨時資金調整法施行細則

ル 樂器部分品又ハ附屬品

ヲ 室内裝飾用品

置物、花器、香器、額縁、柱掛其ノ他ノ壁面裝飾用品、人形、節句飾物又ハ羽子板

ワ 照明器具

裝飾用豆電球、ネオン管、スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、ブラケット、バルベツト、シーリングライト、ポーターライト、グローブ、シェード又ハ之等ニ類スルモノ

カ 家具

- ヲ 致醉飲料
 - 清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒、葡萄酒、果實酒又ハ其ノ他ノ酒精含有飲料
- タ 清涼飲料
 - ソーダ水、サイダー、ラムネ其ノ他ノ炭酸ガス含有飲料、牛乳若ハ乳製品ヲ原料トスル酸性飲料又ハ果實汁、果實蜜若ハ此等ニ類スル製品ニシテ稀薄シテ飲料ニ供スルモノ
- レ 調味料
 - ソース、ケチャップ、カレー粉、胡椒粉、マスタード粉、グルタミン酸ソーダ類又ハ之等ニ類スルモノ
- ソ 菓子
- ツ 餡
- ニ 映畫製作用ノ設備
- 三 物品販賣用ノ設備
- 四 美容店用、浴用場、旅館用、料理店用又ハ貸席用ノ

- 設備
 - イ 美容店用ノ設備
 - 理髮店用又ハ美容店用ノ設備
 - ロ 浴場用ノ設備
 - 旅館用ノ設備
 - ハ 料理店用ノ設備
 - 割烹店、飲食店、酒場、カフェー、喫茶店、ミルクホール其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ公衆ヲシテ飲食ヲ爲サシムル場所ノ用ニ供スル設備
 - ホ 貸席用ノ設備
 - 待合茶屋用、芝居茶屋用、相撲茶屋用、遊船宿用又ハ此等ニ類スルモノノ用ニ供スル設備
- 五 興行用ノ設備
 - 劇場用、映畫館用、演藝場用又ハ觀物場（相撲、野球、拳闘其ノ他ノ競技ニシテ公衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ目的トスルモノヲ含ム）用ノ設備
- 六 社交用、娛樂用又ハ遊興用ノ設備
 - イ 社交用ノ設備
 - ロ 娛樂用ノ設備

●國民更生金庫法

昭和十六年三月五日法律第四二號
昭和十七年二月二十三日法律第六八號改正

第一章 總 則

第一條 國民更生金庫ハ時局ノ要請ニ應ジ轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ルコトヲ目的トス

國民更生金庫ハ法人トス

第二條 國民更生金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

第二編 關係諸法規 國民更生金庫法

國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ銀行其ノ他命令ノ定ムル法人ニシテ業務ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ得

第四條 國民更生金庫ノ資本金ハ二千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第五條 政府ハ千九百萬圓ヲ國民更生金庫ニ出資スベシ前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第五條ノ二 國民更生金庫ノ資本金ヲ三千萬圓増加シ政府之ヲ出資ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル政府ノ出資ニ之ヲ準用ス

第六條 國民更生金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項

- 五 役員ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 更生債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第七條 國民更生金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 國民更生金庫ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ國民更生金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 國民更生金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 國民更生金庫ニ非ザル者ハ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業 務

第十七條 國民更生金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

- 一 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資産ノ管理又ハ處分
 - 二 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資金ノ融通
 - 三 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者ノ爲ニスル債務ノ引受又ハ保證
 - 四 前各號ノ業務ニ附帶スル事業
- 國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フコトヲ得
- 本法ニ規定スルモノノ外國民更生金庫ノ業務ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ定ム
- 第十八條** 國民更生金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ
- 一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得
 - 二 大藏省預金部ヘノ預金又ハ郵便貯金

第二章 役 員

第十一條 國民更生金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十二條 理事長ハ國民更生金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ國民更生金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ國民更生金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ國民更生金庫ノ業務ヲ監査ス

第十三條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十四條 理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十五條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 國民更生金庫ニ評議員若干人置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮

三 銀行ヘノ預金又ハ信託會社ヘノ金錢信託

第四章 更生債券

第十九條 國民更生金庫ハ拂込資本金額ノ十五倍ヲ限り更生債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 更生債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

更生債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 國民更生金庫ハ更生債券借換ノ爲一時第十九條ノ制限ニ依ラズ更生債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ更生債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊更生債券ヲ償還スベシ

第二十二條 政府ハ更生債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十三條 更生債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得

第二十四條 國民更生金庫ニ於テ更生債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條 更生債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年

年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ更生債券ニ之ヲ準用ス

第二十七條 本章ニ規定スルモノノ外更生債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會 計

第二十八條 國民更生金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十九條 國民更生金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督及補助

第三十條 主務大臣ハ國民更生金庫ノ業務ヲ監督ス

第三十一條 國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條 國民更生金庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定ム主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十三條 主務大臣ハ國民更生金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 主務大臣ハ國民更生金庫監理官ヲ置キ國民更生金庫ノ業務ヲ監視セシム

第三十五條 國民更生金庫監理官ハ何時ニテモ國民更生金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

國民更生金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ國民更生金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セムシルコトヲ得

國民更生金庫監理官ハ國民更生金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十六條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十七條 政府ハ國民更生金庫ニ對シ第十七條ニ規定スル業務ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲ス

コトヲ要ス

第一項ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第三十八條 前條第一項ノ損失及其ノ額ハ國民更生金庫損失審査會之ヲ決定ス

國民更生金庫損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 罰 則

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第十八條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

四 第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ違反シ更生債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 國民更生金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第四十條 左ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第二十九條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閱覽ヲ拒ミタルトキ

第四十一條 第十條ノ規定ニ違反シ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十六年六月二十八日勅令第七百三十號ヲ以テ同年七月一日ヨリ之ヲ施行ス）

第四十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ國民更生金庫ノ設立ニ關スル業務ヲ處理セシム

第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府以外ノ出資者ノ出資ノ申込書ト共ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク出資ノ拂

込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第四十五條 出資ノ拂込完了シタルトキハ設立委員ハ遲滞

ナク其ノ業務ヲ國民更生金庫理事長ニ引續グベシ

理事長前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ理事長、理事

及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

國民更生金庫ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第四十六條 本法施行ノ際現ニ國民更生金庫又ハ之ニ類似

スル名稱ヲ用フル者ハ本施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變

更スルコトヲ要ス

第十條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用

セズ

第四十七條 國民更生金庫ガ財團法人國民更生金庫ノ權利

ヲ讓受ケ又ハ其ノ義務ヲ引受ケントスル場合ニ於テハ主

務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ讓受又ハ引受ハ財團法人國民更生金庫ノ解散ノ日

ニ於ケル財産目錄ニ記載シタル價額ニ依ルコトヲ得

國民更生金庫ガ前項ノ價額ニ依リ第一項ノ讓受又ハ引受

ヲ爲シタルニ困リ受ケタル損失ハ之ヲ第三十七條第一項

ノ損失ト看做ス

第四十八條 登録稅法中左ノ通改正ス

第十九條第七號中「庶民金庫」ノ上ニ「國民更生金庫、」

ヲ、「庶民金庫法」ノ上ニ「國民更生金庫法、」ヲ加フ

同條第十七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

十七ノ二 國民更生金庫ガ國民更生金庫法第十七條ニ

規定スル業務ノ爲ニスル權利ノ取得又ハ所有權ノ保存

ノ登記又ハ登録

同條第十八號中「庶民金庫」ノ上ニ「國民更生金庫、」

ヲ加フ

第四十九條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第五號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ三 國民更生金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及更生

債券

第五十條 政府出資特別會計法中左ノ通改正ス

第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

公債ノ交付ニ依リ出資ヲ爲ス必要アルトキハ政府ハ前

項ノ規定ニ依ルノ外本會計ノ負擔ニ於テハ公債ヲ發行

スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●國民更生金庫法施行令

昭和十六年六月二十八日勅令第七三一號
昭和十七年一月二十三日勅令第二六號改正

第一章 業 務

第一條 國民更生金庫ノ國民更生金庫法第十七條第一項ノ

業務ハ地方長官ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因

リ轉業又廢業ヲ爲スモノト認ムル商工業業者等（以下轉廢

業者ト稱ス）ノ爲ニ之ヲ行フ

一 時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生産、配給、輸出又

ハ輸入ノ禁止又ハ制限

二 時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生産、配給、輸出又

ハ輸入ノ機構ノ整理

三 國際關係ノ變化ニ基ク輸出又ハ輸入ノ減少

四 前各號ノ事由ニ準ズル事由

第二條 國民更生金庫ガ轉廢業者ノ爲管理又ハ處分スベキ

資産ハ當該轉廢業者ガ業務ノ用ニ供シ若ハ業務ニ關シ取

得シタルモノ又ハ管理若ハ處分上之ト分離スルヲ適當ト

セザルモノニ限ル

第三條 國民更生金庫ノ轉廢業者ノ爲ニスル資産ノ管理又

ハ處分ハ其ノ資産ニ付所有權其ノ他ノ權利ノ移轉ヲ受ケ

テ之ヲ行フコトヲ得

第四條 國民更生金庫ガ轉廢業者ノ爲資産ノ處分ヲ引受ケ

タル場合ニ於テハ當該資産ヲ處分シタル時其ノ處分價額

ニ相當スル金額ヲ處分ノ委託者ニ交付ス但シ地方長官ノ

轉廢業者資産評價地方委員會ニ諮問シ決定スル價額（以

下引受價額ト稱ス）ニ滿タザル價額ヲ以テ當該資産ヲ處

分シタルトキ及當該資産ヲ處分シ得ザルトキハ引受價額

ニ相當スル金額ヲ交付ス

第五條 國民更生金庫法第十七條第一項第二號ノ資金ノ融

通ハ轉廢業者ノ爲資産ノ處分ヲ引受ケタル場合ニ限り當

該資産ノ引受價額ヲ限度トシテ當該轉廢業者ノ爲之ヲ爲

スコトヲ得

第六條 國民更生金庫法第十七條第一項第三號ノ債務ノ引

受又ハ保證ハ轉廢業者ノ爲資産ノ處分ヲ引受ケタル場合

ニ限り商工大臣ノ認可ヲ受ケタル額ヲ限度トシテ當該轉

廢業者ノ爲之ヲ爲スコトヲ得

第二章 更生債券

第七條 更生債券ノ募集ニ應ゼントスル者ハ更生債券申込